

目 次

はじめに

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 教会案内・集会案内 | 1 |
| 2. 教会の歴史 | |
| I. 美普教会の歴史 | 5 |
| II. 日本美普教会の歴史 | 13 |
| III. 日本美普平塚教会の歴史 | 16 |
| 3. 礼拝式について | 20 |
| 4. 聖礼典について | 26 |
| 5. 信徒の転入・転出・他教派からの転入・転出に関して | 32 |
| 6. 教会暦について | 37 |
| 7. 日本基督教団信仰告白とその解説 | 42 |
| 8. 日本基督教団教憲・教規(抜粋) | 58 |
| 9. 日本基督教団平塚教会規則 | 64 |
| 10. 日本基督教団平塚教会施行細則 | 74 |
| 11. 日本基督教団平塚教会選挙法内規 | 78 |
| 12. 資 料 | |
| I. 生活綱領 | 79 |
| II. 第二次大戦下における日本基督教団の責任 についての告白 | 80 |
| III. ニケア信条 | 82 |
| IV. アタナシウス信条 | 83 |
| 13. 結婚式について・マニュアル | 85 |
| 14. 葬儀について・マニュアル | 88 |
| 15. 平塚教会結婚式・葬儀規定 | 94 |
| 16. 湘南キリスト教墓苑管理規則・平塚教会墓所管理規定 | 97 |
| 17. 比企きよ記念奨学金運営規約 | 101 |
| 18. 平塚教会慶弔規定 | 104 |
| 19. 平塚教会年表 | 105 |

あ と が き

はじめに

日本基督教団平塚教会が「教会員ハンドブック」を発行したのは、1979年6月17日であった。これは岡本不二夫牧師の下、編集委員の久保田穰、石原栄、市原美保子、金子昭兄妹の労作であった。

しかし西田直樹牧師の時代になり、また諸情勢も大きく変わってきた中で、1995年頃より同ハンドブックの改訂の要望が起こった。直ちに編集委員を選任し、その内容を検討し、素案はでき上がったものの執筆が大幅に遅れ、皆様にご迷惑をかけてしまった。

そもそも「教会員ハンドブック」を作った目的は、主のみ言葉によって生きる、生き生きとした教会を形成するためであった。このハンドブックによってその道筋が明らかにされ、また日本基督教団平塚教会がどのような教会であり、何を目指して、どの方向に進もうとしているかを明らかにするためであった。

奴隸の地エジプトを奇跡的な神の導きにより脱出したイスラエルの民が、荒野をさ迷い歩き、やがて乳と蜜の流れ出る約束の地カナンに導かれたのだが、「昼は雲の柱、夜は火の柱」に導かれて歩んだのである。しかしモーセには細い小さな杖があった。神の導きとこの杖の支えによって、荒野の旅が続いたのである。

それと同様に、平塚教会の地上での歩みは荒野の歩みである。神の導きを受け、またこの「改訂教会員ハンドブック」を杖として、その支えによって約束の地を目指して旅する教会なのである。杖は使えば古くなるし、弱くなるし、短くもなる。その時はまた新しい杖を作れば良いのである。神の国を目指して前進あるのみである。

この「改訂教会員ハンドブック」が教会員のみならず、客員や求道者にも活用され、皆が同じ思いになって地上の歩みを続けていくことができますように。また平塚教会は、会堂建築という大事業を成し遂げなければならない。多くの困難に打ち勝ち、実現に導かれるためにこのハンドブックが根底にあって、話し合い、前進して行きたいものである。

1999年6月20日

牧 師 西 田 直 樹

1. 教会案内・集案内

私どもの教会は「日本基督教団平塚教会」と申します。「2. 教会の歴史」、及び「19. 平塚教会年表」をお読みいただければ、どのような流れをくみ、どこに位置づけて教会形成に励んでいるか、ご理解いただけることでしょう。

しかしそれだけでは不明確な部分があり、この「改訂教会員ハンドブック」において、例えば日本基督教団の信仰告白に対してどのような立場に立つのか、また世界信条やいわゆる「戦責告白」に対する私たちの立場を明らかにしております。しかもそれらに先だって、礼拝式や聖礼典や教会暦についても立場を明らかにしております。

しかしこれだけが絶対でなく、他の立場を切り捨てるものではありません。様々な立場や理解がある中で、私たち平塚教会はこの立場に立って教会形成に励む教会であることを明確にしております。もちろん平塚教会の中にも異なる意見や理解があることを知っております。それらを共有しながら対話を重ね、概ね一致出来る線をおおむねこの書は提示しておりますが、これも変わりうるものであることを認識いただきたいのです。平塚教会はそのような教会なのです。

平塚教会は西田直樹牧師の牧会の下に教会形成を進めております。「牧会カルテ」を作成し、またクリスマス・カードを通して、日常の牧会の欠けを埋める努力を積み重ねて来ました。牧師がより深く信徒一人一人を知り、祈りをもって支えることが出来ることを願っております。また1999年4月より「牧会カルテ」を更新していただき、新たに「葬儀依頼書」をこれにつけ加えました。ご家族の中でただ一人キリスト

者である方は、死後のことを色々にご心配されておられます。この依頼書により平塚教会と牧師が責任をもってそのご意志に従って葬儀を行い、天国に行くことができるのです。また亡くなった後も湘南キリスト教墓苑に葬られ、年に1回の墓前祈禱会により愛する兄弟姉妹に覚えられ、私たちの交わりが地上のみならず、天上にまで続くことを実感していただくことができるのではないのでしょうか。

平塚教会は、西湘南地区とか神奈川教区とか日本基督教団や他の諸教区との連帯の中で、合同途上の教会として歩んでいる教会であります。目に見えない全体教会は、教会と教会の間や教区と教区の間^{かしら}に現存すると信じるものです。そしてその頭^{かしら}は主イエス・キリストです。この頭なる主イエス・キリストに今日どのようにお従いするか、優れて今日的な教会やキリスト者の課題であります。その努力の足りないことを覚えつつ、主日礼拝を始め諸集會を重視し、また同じ息^{いき}をもって社会の問題に関わり、キリスト教信仰の何であるかを確認し、主を証しする機会として捉えたいと願っております。

キリスト教会は神の言葉である説教と聖餐によって養われ、また教会の姿をこの地上に明らかにするものです。全てに勝って説教と聖餐を重んじる教会であります。み言葉に聴き従う教会であり、またそのことのゆえに過ちと不十分さを担っている教会であります。そのことを率直に告白し、また隣国の兄弟姉妹に赦しを乞いつつ、平和を追い求める教会であります。1999年度の主題を「神の国を求める小さな群れ」といたしました^が、まさに私どもの教会の姿を言い当てているみ言葉であると感謝して、この主題のもと将来にむけて歩みを始めさせていただいたのです。

集 会 案 内

◎日曜礼拝 毎日曜日午前10時30分から

◎教会学校 毎日曜日午前9時15分から

◎祈 祷 会 毎水曜日午後7時30分から

第2・4水曜日午前10時30分から

◎各グループの会

地 塩 会 (男性の年配者の会)

壮 年 会

ひつじ会 (青年会)

婦 人 会

} 毎月第1日曜日礼拝後

毎月第3木曜日午前10時から

日曜婦人会として毎月第1日曜日礼拝後

求道者会 毎月第3木曜日・毎月第4日曜日礼拝後 (1999年度)

◎各家庭集会 大磯・黒部丘・中原・伊勢原の信徒の家庭で開いてお
ります。どなたでもご自由にご参加ください。

◎牧師面会日 特に定めておりませんが、電話連絡の上いつでもお訪
ねください。祈りつつご相談にのらせていただいております。

◎ナザレの会 小さな子どもを持つ母親の集いです。まだ正式な集会
になってはいませんが、共通する悩みを分かち合い、励まし合う不定
期な集会です。

◎附属平塚二葉幼稚園

キリスト教信仰に基づき、キリスト教保育に取り組んでいます。牧
師が園長であり、毎朝み言葉と祈りをもって保育を始めています。母
の会では「キリスト教を知る会」や「燭火礼拝」等を行なっています。

「今、子どもたちは」という時間を持ち、現場の教師が保育の中で起
こったことを分かりやすく保護者たちに説明・解説しています。

平塚教会 年間行事

| | |
|---------|----------------|
| 教会総会 | 教会の一番大事な会議 |
| イースター | 主イエスの復活を祝って |
| ペンテコステ | 聖霊降臨の日 |
| 創立記念日 | 1916年6月20日創立 |
| CS夏期学校 | 宿泊して聖書を学ぶ教会学校 |
| 永眠者記念礼拝 | 信仰の先輩を覚えて |
| 墓前祈禱会 | 湘南キリスト教墓苑にて |
| 全体懇談会 | 教会活動や会堂建築について |
| 全体修養会 | 共に聖書を学び、祈り、語る時 |
| 燭火礼拝 | クリスマス・イヴの夜 |
| クリスマス | み子キリストの誕生を感謝して |

招きの言葉

ようこそ平塚教会にお出でくださいました。礼拝堂の講壇から静かに語りかけて来るあなたへのメッセージに耳を傾けてください。きっとあなたはあなたご自身を取り戻し、あなたが進むべき道を指し示されるでしょう。疲れ、悩み、迷い、叩かれ、潰されそうになっているあなたの魂に主イエスの愛が注がれます。共に生きていこう、もう一度チャレンジしてみようと勇気と活力が湧いてきます。若い者も高齢者も共に生きていきましょう。誠実に真実を求めつつ……………

2. 教会の歴史

1. 美普教会の歴史

日本基督教団平塚教会は1941年（昭和16）日本基督教団に合同する以前は、日本美普教会平塚教会と称した。日本美普教会は1886年（明治19）F・C・クライン宣教師によって横浜第一美普教会が創立されたことをもって伝道を開始したメソジストの一派であり、Methodist-Protestant Churchと自らを言い表した。

メソジスト主義(Methodism)の起こり

英国国教会の中でオックスフォード大学を中心にしてジョン・ウエスレー、チャールズ・ウエスレー兄弟は1726年、「神聖クラブ」を作り、謹厳な教会生活と福音的宣教精神を鼓舞した。これがメソジスト運動の始まりである。敬虔主義ヘルムフト派の刺激とM・ルターの改革的信仰とJ・カルヴァンの改革派神学の影響を受け、メソジスト信仰を体系化していったが、基本的には英国国教会を越えることはできなかったし、その意図もなかったようである。

やがて1766年に、アイルランドのロバート・ブリッジやフィリップ・エンバリーがそれぞれメリーランド州、ニューヨーク州にメソジストの伝道を開始したのである。さらにウエスレーは1769年、二人の監督(ビショップ)を遣わし、1771年にはフランシス・アズベリーとリチャード・ライトというビショップを遣わしたのである。しかし彼らの労苦にもかかわらず、独立戦争でしばしば伝道の業が中断されたのであった。彼らは英国国教会の会員であり、メソジスト教会を組織することを計画していたのではなかったのである。しかし米国が英国よ

り独立した後、もはや英国国教会が米国では存在しなくなり、メソジストを教会として組織する必要が生じたのである。当初ウエスレーは英国国教会よりの分離独立を望まなかったが、やがて次の言葉をもって同意したのである。「アメリカの兄弟たちが、完全に国家と英国国教会の聖職職制から解き放たれた今、我々は、彼らを再びそのいずれにも巻き込んではいない。彼らは今や、完全に自由にみ言葉と初代教会のみに従うことができるのである。従って、彼らは、神が不思議にも彼らをそこに解き放った自由に堅く立つのが最善と、我らは判断する。」

この許可を含む書簡は、トーマス・コークによって届けられた。彼とフランシス・アズベリーとが、既にアメリカ地区における共同教区長に任じられていたのである。

コーク博士が到着すると、1784年12月、メリーランド州ボルチモアに巡回説教者会議が召集された。およそ60人が出席し、「メソジスト監督教会」の名の下に独立した教会を組織し、トーマス・コークとフランシス・アズベリーを監督(ビショップ)に選出したのである。

アメリカにおける発展と組織化

こうして組織された教会は、いくつかの点で特徴的であった。最も注目に値するものは、教会の立法、行政、司法の三権の運用は、際限なく巡回説教者自身とその後継者に与えられており、会員は完全に排除されていた点である。いかなる教会会議におけるどんな問題に関しても、平信徒が直接投票する規定は作られなかったのである。

この事実が、メソジスト・プロテスタント教会(美普教会)の起源を説明しているのである。メソジスト・プロテスタント教会が歴史的事

実として登場したのは40年後であったが、1784年に確立された教会政治の形態について創立総会の時から抗議があり、その後、総会を重ねるごとに抵抗の数と激しさを増していったのである。10年内で説教者が請願する権利を駐在教区当局から切り離すことに成功した。20年後には、立法権は制限されたものの、代表制による総会を誕生させた。36年後には効力を持たなかったとはいえ、総会の圧倒的多数が、年会制(注・総会と同義)による会議から議定団を選挙することを支持するようになったのである。

メソジスト・プロテスタント教会の起源

このプロテストは、最終的には機構の或る部分、つまり教会会議から平信徒の排除と投票権の留保に向けられていったのである。この議論は何年も、散発的に続けられていたが、ペンシルベニア州フィラデルフィアの信徒であるウイリアム・S・ストックトンが1821年、定期刊行物『ウェスレヤン・レスポジトリ』の発行を始めた。この刊行物は、『教職と信徒との相互権利』について議論する資料を提供し、相互権利の問題について指導的教職と信徒の意見を随所に広めたのである。

1824年、メリーランド州ボルチモアで『メソジスト監督教会の教職と会員の相互権利』が発刊され、そのことがますます議論を白熱化した。

陳情

メソジスト監督教会の1824年の総会が開かれた際、教規作成部門に教職と信徒の代表を選ぶことを求めて、多数の陳情書が提出された。しかし何の変更も約束されず、ただ一つ与えられた回答は、「もし、あなたがたの言う『権利と特典』という言葉が、我々が父祖から受け継

いた教会の組織に異質なものを意味するなら、残念ながら我々はそのような権利は知らず、またそのような特典を理解しない」というものであった。

この総会の閉会直後、各地の年会からの主要な出席者と全国から集まった者たちが集会を開き、改革の努力を続けるのがよいかどうか検討した。「メソジスト監督教会内でその政治形態の変更に好意的な人の数を確定するため」あらゆる場所で改革派はグループを組織することが望ましいと決めた。これらのグループは、一致協会(Union-society)と呼ばれた。その目的は、改革派を一つにまとめ、1824年の総会への訴えに対して行われたような反論を、未然に防ぐための陳情を次の総会に提出することであった。しかし、彼らの意見は余りにも多様で、その目的が相反するものもあり、彼らが何を求めているのか、また誰も彼らが求めているものをはっきりさせることは不可能であった。

1827年11月、7州の改革派を代表してボルチモアで大会が開かれ、100人が出席した。彼らは教会の立法会議に信徒を受け入れる請願書を、次の総会に提出する準備をした。

次の総会はこの請願書について、委員会で丸3週間審議した後、提案された改革の必要性も正当性も否定した。また教会の管理権を教職者のみが独占する権利を主張し、教職の権利を、かつてない部分まで拡大したのであった。「教会の偉大なる頭 ^{かしら}ご自身が、我々に福音を説く務めをお与えになった。また、儀式を行う務めと、監督とされた人々の間の道徳的規律を維持する務めは聖霊がお与えになったものである。これら福音の教理、儀式、道徳的規律については、神によって任職された教職が、神によって権限を与えられた聖書解釈者であり、

彼らがこれらの純粹性を維持するのであって、これら聖職者の職務を他のいかなる権力によっても管理させないことは、彼らの道德的義務であると信じる。」

追 放

平和的改革の余地はもはやなくなつたと思われた。しかし、許されたならばプロテスタントたちは、いつまでも論議と陳情とを続けたであろう。彼らが繰り返し教会への忠誠を公言し、その靈的交わりに留まることを強く望んだのは確かである。しかし、彼らがそうすることは許されなかった。『相互權利』が出回り始め、一致協會が形成され始めた直後、各地の教会員は『相互權利』を読むのをやめない限り、また一致協會から脱退しない限り追放する、と牧師から脅かされた。

彼らの行為がどの教会法、どの聖書に触れたのか説明を求めると、示されたのは、行政官や教職の悪口を言うことを禁じたウェスレー兄弟の「一般規則」や、「教理や規律に反して激しく抗議する」ことを禁じた「總會規則」だけであつた。こうした行為は「キリスト者らしくない罵倒、暴力にほかならない」と總會は宣言した。

ある年会は、一步進んで、自分がどの教規を侵したのか知りたいという牧師に対して、監督の口を通して次のように答えた。「年会は、自ら年会員に適用するための規則を（教規にかかわりなく）作る権限がある」。

これらの事實は、多数派が注意して違法点を見いだそうとしなかつたことを示しているように見える。彼らにはその機会も力もあつたにもかかわらず。彼らの決意はその指導者のひとりの次の言葉に表明されている。「あなたがたは『相互權利』を發行し、止めないという。あなたがたはまた、メソジスト監督教会からも辞めないという。選択

肢は今や二つに一つである。あなたがたを教会に留まらせ、教会を苛立たせる『相互権利』を平和的に発行し続けさせるか、あなたがたを追放するかだ。我々は後者の選択肢を取るという決意に至り、あなたがたを追放する。」

信じがたく思われるが、文字通り、これが歴史的事実である。この容赦ない決定は、厳しく実行された。ノース・カロライナ、バージニア、メリーランド、ペンシルベニア、オハイオの各州及びコロンビア特別区で、有能で優秀な教職、立派で熱心な信徒、罪のない敬虔な生活を送り、誰からも異端や不道德な行為の責めを受けないような人々が、教会会議への信徒の参与を論じた記事の載った宗教新聞を読み、友人に勧めたという理由で除名された。

追放はすぐに、改革派たちに組織変革の希望はなくなったと確信させた。圧迫された兄弟たちへの同情を示し、また、問題を突きつけられても聞く耳を持たない当局への最後の抗議として、教会員の相当数が各地で離脱を始めた。

組織化

追放された人々とその友人たちは、新しいメソジスト教会を形成する他なかった。彼らはメソジストであり、唯一のメソジスト教会が彼らを追い出したのである。彼らはメソジスト主義そのものについては異論はなかった。その教理と精神と経験は彼らの喜び、冠であった。しかし、メソジスト主義の美しい自由な精神が、絶対主義の型にはめられる必要はないと信じていたし、自由選挙と引き換えに表現の自由まで抑圧されることに同意できなかったので、彼らはしぶしぶ新しい教会の特徴すべてを固く守ると同時に、プロテスタント精神が世界にもたらした偉大な遺産を合体させ、その二つの理念が教会の名称に表

されているのである。

全国の改革派は、1828年11月12日にボルチモアで開かれる大会に代議員を送るよう招かれた。「連合メソジスト教会」(Associated Methodist Churches)という名称の暫定的組織によって実行されたこの大会は、教会憲法が成立するまでの教会の主要事項を網羅した定款を採択し、次回大会を1830年に開くこととした。

一方、各個教会は集まり、総会が組織された。そして1830年11月2日、メリーランド州ボルチモアの聖ヨハネ教会で総会が開かれた時、14の年会から114名の代表が出席した。

教会の呼称は「メソジスト・プロテスタント教会」(美普教会)に変わり、今日も残る教憲・教規が圧倒的に採択された。

かくして、長い論争は終わった。もとの教会に留まり、議論という平和的方法で組織の改革を遂げたいとの改革派の望みは実現しなかった。しかし、おそらくそれでよかったのであろう。たとえそれが怒れる権威による命令によってだったとはいえ、過去から自由になった。彼らはアメリカの、またイギリスの聖職階級制からも解き放たれた。1784年の監督教会創立総会が奇妙にも無視したウェスレーの助言に立ち戻ることができたのである。つまり、新しい教会法規の基盤を敷くにあたり、「ただ聖書と初代教会とに従う」ことができたのである。彼らが完全にそうした、と言っては言い過ぎであろう。しかし、彼らはそうしたいと熱心に望み、議論や、より良い道が示されれば変更すら歓迎した、ということは確実である。

メソジスト・プロテスタント教会憲法の要旨

彼らはキリストを唯一の頭かしらとし、すべての長老を平等とする憲法

を起草した。これによってすべての成人の信徒は、選挙権と代表権が守られ、すべての巡回説教師は、不当な任命に抗議できる権利と、忠実に任務を果たしている際の解任は、任期満了まで拒否できる権利を保障された。また、教会憲法は見解の相違をめぐる問題についての教会裁判を禁止し、訴追された人には陪審員を忌避し、判決に控訴する権利を与えた。教会憲法は、近代的な監督制や統理長老制を不要と見なす一方、基本法の必要な部分として、教会員個人や各個教会の権利や特典を、年会や総会の機能と同様に注意深く守りながら、それらの機関が正しくまた忠実に協力しあって、共通の善を進めるように各部門をひとつに組織化した。要するに、彼らは代表制の教会を築いたのである。そして、彼らはイギリス人ではなくアメリカ人であった。神から与えられた権利としての君主制や、神から与えられた権利としての聖職階級制を支持する伝統的先入観を持たなかったので、多大な宝と血とを代償にしてこの新大陸に植えられた「主教のいない教会、王のいない国家」を理想としたのである。すなわち、彼らは教会の組織を、彼らとその市民として喜んで忠誠を誓った共和制と調和させ、彼らの理解しうる限りにおいて、神の国の原則に一致させたのである。

この章は『T. H. ルイス著メソジスト・プロテスタント(美普)教会』――その成立略史――: T.H.Lewis, Historical Sketch of the Origin of Methodist Protestant Churchを1995年日本基督教団 蒔田教会が翻訳したものから任意に抜粋・引用させていただきました。

II. 日本美普教会の歴史

この美普教会が誕生50年にして1879年（明治12年）2月14日、婦人外国伝道会を結成した。1879年（明治12）11月、ミス・ガスリーの日本派遣を決定したが、12月、ガスリー宣教師は来日途中でサンフランシスコで逝去した。1880年9月23日、ミス・H・G・ブリテン女史が58才で来日。横浜山手居留地48にブリテン女学校を創立した（10月28日）。創立当初、生徒は4名。1883年9月23日、F・C・クライン博士が米国美普教会伝道局からの最初の宣教師として来日。横浜に46人の男子を集めて男子夜学校塾を開き、伝道を開始した。ブリテン女学校は横浜山手120に移転。

1885年（明治18）、クライン夜学塾を尾上町3丁目の住居に開き、約150人の青少年を教えた。1886年（明治19）4月に住吉町6丁目の大塚成吉方の「私立若葉学舎」を借りて日曜集会を開く。同年7月クラインは同地に横浜第一美普教会（現在の横浜本牧教会）を創立し、初代牧師となる。この時、会員はわずか12人であったが、水曜日にはリバイバル祈禱会が行なわれ、生徒の中から回心するもの多く、ほんの数カ月のうちに49名に達した。

ブリテン女学校を男女二部に分け、女子部を横浜山手84に移し横浜英和女学校とし、男子部は山手122に残して横浜英和学校とした。田村徳は横浜女学校内に日曜学校を開設した。1887年（明治20）5月31日、カルハー来日、横浜英和学校に神学校を創設し、畑純三、稲沼鑄代太を教育し、横浜第一美普教会を助け、教勢大いに上がり、明治22年には会員150名となる。山下町271番地に百坪の土地を得て会堂を新築、その秋、献堂式が挙行された。

1890年(明治23)、佐久間芳造(横浜第一美普教会員)が横浜内田町61に講義所(後の花咲町講義所)を開き伝道をする。明治24年5月、カルハー老師帰米、その前年横浜英和学校長兼教師として来日していたA・R・モルガンが臨時牧師として説教を担当。1891年(明治24)8月、日本美普教会第一回の年会で同宣教師と稲沼鑄代太が正式に第三代牧師に任命され、共同で牧会に当たった。同年会にて稲沼鑄代太、畑純三、丸山愿が按手を受ける。1893年(明治26)、横浜内田町講義所をモルガンが譲り受け、横浜北部巡回区とし、9月、田村徳が牧師となる。同年、田村徳は横浜西区花咲町9丁目に花咲町講義所を開く。これが後の横浜第二美普教会(現在の蒔田教会)となる。

1895年(明治28)横浜第二美普教会を設立。花咲町7丁目85番地に会堂建築。花咲講義所は廃止。横浜第一美普教会は明治30年頃大奮起をして自給独立を断行したが、これは時期尚早であった。そのためか同教会は1898年(明治31)6月、横浜英語専修学校を日ノ出町3の83に設立。生徒約百人。同時にビューラー講義所として伝道開始。ケーアズ宣教師・河村啓一郎牧師。

1900年(明治33)、米国のダウエー博士の主唱する一種の神癒運動が渡来し、第三教会のケーアズ宣教師、第一教会の時田大一牧師らの教職や信徒がこれに傾倒してかなりの動揺があった。彼らは別の教会を作り、5月に日本美普教会より離脱した。

1900年7月1日、横浜第三美普教会設立。ビューラー講義所閉鎖。F・タテン牧師、和田留太郎伝道師就任。

1900年3月、横浜第一美普教会に南小柿洲吾牧師が就任し、体制を建て直す努力をする。そのため出入りの便利な日本人街地に移すことに

なり、松影町1丁目（現在の石川町駅南側）に90坪ばかりの土地を購入した。しかし立ち退きがうまく行かず、取り壊した材木を一時、日ノ出町英語学校構内の空き地に置き、移転ができたのは約2年後の1906年（明治39）1月であった。その間は山手244番の英和女学校内で主日礼拝を守っていた。1905年、南小柿洲吾牧師は他に転じ、後任・吉田豊作牧師は病気で3ヶ月で辞任している。しばらく無牧時代を迎え、試練の期間であった。

日露戦争が終り、招集解除になった酒井長吉牧師が1906年4月、第一教会牧師に就任した。無牧期間、荒れ果てた教会の再建に当たり、軌道に乗りかけた。礼拝は英和女学校の職員生徒60名ばかりと、その他の方々2、30名ほどであった。しかし酒井牧師の喘息が過労により悪化し、療養のため横浜を離れ、再び無牧を迎えた。

横浜第二美普教会は1908年（明治41）水野重吉牧師、1909年、大塚泉彌牧師、1910・11年、境野周二郎牧師、1912年～1917年、今田強牧師。正会員は1907年82名から1917年110名と、わずかずつであるが増加した。しかし礼拝出席は1909年で24名、1918年で16名、1919年で20名と極端に少ない。

横浜第三美普教会は英語専門学校との関わりが強く、1904年10月稲沼鑄代太牧師就任以来、1915年まで牧会に当たる。同牧師は1915年、初代邦人年会長に選任される。教勢は1907年正会員100名、1915年134名と、美普教会15教会中最大の教勢を上げている。

1916年（大正5）、日本美普教会25周年記念「宣言書」を発表。「わが日本美普教会は、我国最も伝道困難なる時機を経過し来たり。是に第25回年会を迎うるを得たるは吾人は、この記念すべき年会に

於て、我教会の一大発展を期し、今年度中に受洗者300名を目的として一致協力以て、奮闘せんことを宣言せり」。

Ⅲ. 日本美普平塚教会の歴史

さて平塚教会の伝道について述べたい。1901年(明治34)、飯田角蔵は浅草区北松山町890の自宅において日曜学校を始めた。潮田千勢子、白井俊一、池宗遠らの援助を受け、教勢が上った。7月、浅草講義所を開設した。その後、同講義所は田島町、三軒町に移った。1903年(明治36)、31名の信徒をもって浅草教会を設立した。その浅草教会の会員・飯田角蔵が1904年2月、私用にて伊勢原の山田浅次郎宅に来て説教をする。山田家は妻よね子、娘ふみ子、息子永三。しかしふみ子6才の時、母よね子と死別。続いて姉と3兄弟とも死別。兄永三とともに父に育てられる。福音が伝えられるとただちにキリストを信じ、父、兄とともに1904年(明治37)6月26日、受洗する。タテン、水野重吉応援する。日本美普教会伊勢原講義所を伊勢原市下宿に設置する。水野重吉神学生(青山神学部)は伊勢原への途中、平塚に住む求道者市川儀三郎宅に立ち寄り、家庭集会をもつ。そして平塚市より市川儀三郎・マス夫妻、馬車で伊勢原講義所に熱心に通う。市川夫妻は平塚駅須賀踏切りより7軒目に住居を構え、マス姉は助産婦をしていた。1907年(明治40)4月、水野牧師より受洗。同宅にて日曜学校が開かれた。また郡立農学校の教員・野田義三郎宅でも家庭集会が開かれる。横浜第二美普教会福音士・井川熊太郎も家庭集会を応援する。1908年(明治41)、市川儀三郎宅で開かれていた日曜学校に伊勢原から

山田永三、高橋秋蔵（1934年按手、教職となる）、浜田信次、細野綾之助、小泉秀之助らが月1、2回応援に来る。

1909年の日本美普教会年会議事録によれば、次のようになっている。「伊勢原及ビ平塚伝道ニ就キテハ多年定住伝道師ヲ渴望シタリシモ昨年会後直チニ斎藤正ヲ得タリ。同氏マタ、忠実ニ主ニ事エ、能ク其ノ職ニカヲ尽クセリ、昨年晩秋、平塚ニ於テ漸ク一家ヲ借入シ、講義所ノ看板ヲ揚グルコトヲ得ルニ至レリ。斎藤氏此処ニ住居シテ同所ノ伝道ニ奔走シ居レリ。平塚ニ於テ受洗セルモノ3人、同所ノ信徒合計5人、外ニ小児1人・・略・平塚ハ将来伝道有望ノ地ナラント推察ス。数年前ヨリ英国アームストロング会社ハ当地ニ於テ火薬製造ノ為メ大工場ノ設置ニ着手セリ。竣工ノ上ハ工人ヲ使役スルコトナレバ此ノ町ノ発展スルコト明白ナルコトナリ。故ニ今日此所ニ根拠ヲ据エ、此所ヲ中心トシテ近郷近在ニ伝道スルコトハ実ニ大切ナル事業ニシテ伝道ニトリ、又、実ニ一大快事ナリ。」

平塚美普教會々堂新築資金募金趣意書（原文）

我が平塚教会ハ明治四拾三年四月、即今を距る十年以前、本宿の一戸を借りて講義所を開きしに起源し、尔来聖恩の深きに浴してと共に発展進歩し来たり、未だ小き群れたるを免れずとも既に一教会としての織をなすに至れり、今や當地方の為外に向かつて大奮闘すべき時期に接しつつあるも、まだ教会活動の中心たる会堂を有せず、諸集会、就中日曜学校の如きハ生徒著しく増加来たりて多大の困難と不便を感じつつあり若し夫れ教界の名士等来援あるに際し當地土の為めに力を効し、心靈の糧を供せんとすれども如何せん多数の人を招くになく常其使命を全ふする能わず、徒らに腕を扼するのみ、顧みて當地発展に

目を注げバ物上の進展日々に新たなるものあり、火薬廠の如きも近く其面目を一新せんとし、又相模紡績工場等も開設せられんとす、平塚ハ此方の商業の中心たると共に更に一大工業地として進展せんとす、之れ大に慶すべき発展すると共に、吾人をして眼を當地の精神界にせしむれば吾人の寒心すべきものも亦多々にて存す、此地を思ふもの誰れか又憂なきを得んや、

此時に當りて我等少数の基督信者等大いに祈りて以て吾人の使命の大なるを感ずると共に茲に奮起して會堂建築を企て仰いでは窮の聖思に報ひ伏してハ吾人が當地に負ひ責務を盡さんとす、主エス言ひ給ふ「信仰あらバ山をも海に移す可し」と、唯微力なる我等熱禱以て此事を成さんとするにあり

今や物価暴騰の声ハ各方面に通して喧し出費ハ徒らに多く際なれども難きを成すハ信徒の本分なれば願くハ我が敬愛する教会員諸兄姉並に教会の知友各位、此新々な神殿の爲め一片の御同情を賜はりて神の喜給ふ聖なる御献金を爲し給はんことを、さは諸君の至誠ハ最初の會堂建設者として永年此神殿で記念せられ、限りなき神の祝福をうけ給ふことを信するなり、乞い願くハ大能御手常に諸兄姉を導き給はんことを、栄光代々限りなく主に皈せん事を、

- 一、會堂建築資金 貳千円也
- 一、建 坪 貳拾五坪
- 一、地 所 借用地

右

大正七年二月七日

牧師 水野重吉

會堂建築委員

肥 後 幸 吉

末 廣 民 次

木 島 鄰

磯 部 銳

比 企 き よ 子

杉 山 松 枝

頁数の制限によりこれ以上述べることは出来ないが、以降1941年(昭和16)に日本基督教団が成立し、日本基督教団平塚教会となるまでには数々の困難と福音の戦いがあったことであろう。しかし美普教会の伝統を生かし、平塚に教会形成の基礎を築きたもう主なる神と信仰の先輩たちに心からなる感謝を表したい。

また1966年(昭和41)6月19日発行の『日本基督教団平塚教会五十年史』及び1986年(昭和61)6月22日発行の『教会史年表1966-1986』を参照していただきたい。

3. 礼拝式について

日本基督教団平塚教会は「礼拝ハンドブック」をつくり、新来者・求道者・教会員・客員に分かりやすく礼拝式の説明をし、理解を得た上で「共同の礼拝」を心がけています。

主日礼拝を守ることがキリスト者の信仰生活の中心であり、原点です。礼拝式は最初の「奏楽」から最後の「報告」に至るまでであり、遅刻・早退は極力避けるべきです。礼拝開始10分前までに前列・中央通路側より着席し、聖書・讃美歌を開くと共に心の準備に努めます。礼拝堂前列では牧師・司式者・奏楽者・報告当番役員らが祈禱会を10分前より行っており、その邪魔にならないように、私語や挨拶や連絡等なるべく控えてください。また遅刻した場合は両脇より着席し、中央通路は使用しないこととしております。

その日の週報に礼拝式次第が示されています。司式者はできる限り余計な案内をせず、リズムをもって式を進行していきます。ご不明な点は、胸に名札を付けている礼拝当番役員にお尋ねください。

礼拝は神の恵みへの招きです。礼拝は罪のざんげや赦し、み言葉（メッセージ）、賛美への招きです。礼拝にふさわしくない者が神の招きを受けて初めて礼拝式に共に連なることができるのです。その喜びと感謝をもって参加したいものです。

（奏 楽） 奏楽者が祈りと練習をもってこの奏楽に臨んでいます。静かにオルガンの音色に耳を傾けると同時に、各自が感謝ととりなしの祈りの時としたいものです。

(礼拝招詞) 司式者が「礼拝招詞」と言ったら一斉に起立し、この礼拝への招きの言葉を聴き、身も心もこの礼拝に招かれていることを言葉をもって確認しましょう。

(頌 栄) 礼拝の始まりと終わりに「頌栄」があります。すなわち礼拝式の最初から最後まで「神の栄光を頌めたたえる」心でこの礼拝に臨みます。また我々の人生の唯一の目的は、生ける時も死ぬ時も神の栄光をたたえることであります。

(主の祈り) 弟子たちの「祈ることを教えてください」との求めに応じて、主イエスご自身が「こう祈りなさい」と教えてくださったのが、この祈りです。まず主に、祈ることを教えてくださいとの謙虚な気持ちで祈ることが大切です。また主イエスご自身から教えていただいた祈りを大切にしましょう。祈りを唱える時は、一語一語を確かめ、味わい、心から祈りたいものです。早からず、遅からず、適度なテンポを保ちましょう。声を合わせて唱和することです。

「主の祈り」の構造は、(1)呼びかけ、(2)神のみ名・み国・み心を求める祈り、(3)頌栄とアーメンです。文語体を用いていますが、カトリック教会との共同の口語体の「主の祈り」もあることを覚えてください。

(交 読) この礼拝式にはさんげの祈りと赦しの言葉が含まれていません。礼拝においてさんげは不可欠なものであり、「悔い改めの7つの詩編」から交読形式に直したものを交読しています。「交読詩編」が教団出版局から発売されており、それを用いている教会もあります。

〔讚美歌〕 平塚教会では1997年6月創立記念日より『讚美歌21』を用いるようになりましたが、時と場合によってそれ以前の『讚美歌』を歌っても一向に差し支えありません。さて礼拝では、頌栄・讚詠を除いて三つ讚美歌を歌うことにしています。原則的には最初の讚美歌は礼拝に関する讚美歌、二番目は教会暦や行事に関する讚美歌、三番目は説教の後に歌い、その説教に関連した讚美歌を選曲するように心がけています。讚美歌は大きな声で、はっきりと歌いたいものです。ドイツの教会の礼拝ではユニゾンで歌うのが原則ですが、コーラスの場合でも歌詞をかみしめて歌いたいものです。欧米の教会では教会音楽主事が会衆の讚美歌をリードする場合があります。だらだらと歌うのではなく、リズム、テンポをはっきりと神を賛美したいものです。

〔聖書〕 現在はその日の説教のテキストになる部分のみを朗読していますが、原則は教会暦に従い、旧約聖書・新約聖書(福音書・書簡)から聖書朗読をするようにしています。カトリック教会のミサにおいては、福音書以外は会衆の中から信徒が該当箇所を朗読しています。信徒の礼拝参加が求められたからです。しかしプロテスタント教会においては、司式や献金当番や報告当番と、信徒の礼拝において担う役割は多いのです。

説教が連続講解説教の場合、当該箇所のみを朗読していますが、注意して聖書を読み、聴き、そこから神のメッセージをいただく期待をもちましょう。「僕 聴^しきます。主よお語りください」との姿勢をもって聴くことを大切にしたいものです。聖書朗読の時は聖書を開けないで耳を澄まして聴き、該当箇所に「しおり」をはさみ、説教の時はその箇所を

開けて聴きたいものです。

〔祈 禱〕 司式者が教会を代表して祈る公同の祈り、牧会祈祷です。心の中でその祈りと一つとなれるように心の耳を開き、聴き、共に祈りたいものです。司式者は原稿を用意し、余計な祈りを避け、落ち度のない祈りを準備したいものです。

〔信仰告白〕 現在、信仰告白は、1954年10月第8回教団総会において制定された「日本基督教団信仰告白」を用いています。この「日本基督教団信仰告白」については後述しますが、それにどのような問題が含まれていても、当面、日本基督教団の諸教会が声と信仰を合わせて唱えることの出来る信仰告白はこれ以外にありません。信仰告白とはキリスト者として何を信じて、何に基づいて生き、活動しているかを簡潔に言い表したものです。信仰告白文も重要ですが、いつ、どこで、だれにむかってその信仰を告白し、その信仰告白を内実化するかが、同程度に重要なのです。礼拝ごとに、改めて決断し、祈りと願いを持ちつつこの告白を告白し続ける教会であり、個人でありたいものです。従って未信者はこの信仰告白を告白することを強要されません。あくまで自発的な、喜びと感謝・賛美に満ち溢れた信仰の言い表しでなければなりません。

〔説 教〕 「目に見えない恵みとしての神の言葉」としてみ言葉の説き明かしをするのが説教です。教職者が全勢力を傾けて準備した説教を、信徒は全神経を集中させて真剣に聴いて頂きたいものです。その

説教の中から自分に宛てられた神からのメッセージの一つでもつかみたいと食欲にみ言葉に食らいついて頂きたいのです。説教は教職者が祈りをもって準備し、神の言葉として語りますが、それを聴く者もやはり、祈りをもって神の言葉としてそれを聴いてください。ただ感激・感動のみを説教に求めるのではなく、どれだけみ言葉にわたしどもが魅きつけられ、圧倒されたかです。またそれを聴き、それに基づいてどう生きるのか決断を迫られるものです。

〔聖餐式〕 「目に見える恵みとしての神の言葉」としての聖餐式は、説教と共にそれらによって教会が教会たらしめられるものであり、最も重要な聖礼典(sacrament)の一つです。パンとぶどう液に信仰をもって与かる時、それは事実キリストの肉であり血であるとのカルヴァンの聖餐理解を受け継ぎ、わたしのため、わたしたちのために十字架にかけられ、3日目に復活したもう主イエスを記念し、思い起こし、感謝し、共に同じ聖餐に与かることによって、信仰の交わりを確かなものとする恵みのひとときです。原則的にキリスト教の三大祝日(イースター、ペンテコステ、クリスマス)の他、第一主日に聖餐式を行っています。今日、オープン・コミュニオンと称して、未信者にも聖餐に与かることを許している教会がありますが、平塚教会はそれを認めていません。まず信仰告白をして洗礼を受け、キリスト者になってから聖餐式に共に与かっていただきたいのです。聖餐式から洗礼式というケースもあることも承知していますが、聖餐の意味を軽んじる結果になることを危惧します。

(献 金) 礼拝献金・席上献金は、語られたみ言葉への応答と感謝、献身のしるしとして、まず自分自身を神に献げ、お金を献げます。献金はお賽銭とは意味が違います。礼拝の前から献金を用意しておくべきです。金額は問いませんが、最小単位の金額はお金に代わりはないといえ避けたいものです。信仰と感謝と喜びをもって献げるものです。

献金の感謝祈祷は献金当番が行いますが、前もって誰が祈祷するか決めておくこと、出来るだけ自由祈祷とすること、その祈祷は説教たからのまとめではありません。受けた数々の恵みに対する応答として「この財たからをお献げします。潔めてお受けください」と祈ればよいのです。

(祝 祷) 礼拝は神の民が集められ、この世へと散らされ、派遣される神の業です。私たちが派遣される時、祝福の祈り(祝祷)に押し出されて、決意をもって出て行くのです。心の底からアーメンと応え、新しい週の業を始めたいものです。

(報 告) 報告も礼拝の一部です。主に週報おもを読み上げ、補足説明をしたり、週報に掲載できなかったことを報告当番役員が口頭で報告しています。また各部や委員会から口頭で報告・依頼がある時は、前もって簡潔な文にして報告当番に申し出ておいてください。

(終 了) 讚美歌練習がある場合もあります。また帰る際に玄関先で牧師と挨拶をかわして帰りたいものです。また礼拝後、直ちに仕事をしないで、極力多くの方々と挨拶をかわし、励まし合い、祈り合う一時を持つことも大切です。特に新来者・求道者に対しては同性・同年輩の教会員が受け止め、話をし、牧師に報告してほしいのです。

4. 聖礼典について

聖礼典を sacrament と言いますが、カトリック教会とプロテスタント教会では、その理解や扱い方に相違があります。

例えばカトリック教会では洗礼、堅信、聖餐、告解、終油、叙階、結婚を「7つの秘蹟」といっています。叙階や結婚の中で聖餐を行っています。

しかしプロテスタント教会では、宗教改革の時代から洗礼と聖餐のみを sacrament とし、その他は聖書の根拠に乏しいので、sacrament とはせず、sacrament に準じるものとして大切に扱ってきました。私どもの教会も洗礼と聖餐のみを聖礼典・sacrament とし日本基督教団の教憲・教規に従い、日本基督教団の正教師だけがこれを執行しております(教憲8条・教規104条)。

〈洗礼〉 バプテスマともいいますが、この言葉の意味は「沈める」です。洗礼の方法は、浸礼といい、水槽(バプテソリー)や川や湖に沈める方法と、滴礼といって水(出来れば自然水)を頭から滴り落とす方法とがあります。現在平塚教会では、滴礼の方法を採っていますが、浸礼の方法を否定するものではありません。いずれの方法でも、洗礼の意味を踏まえていることが必要です。

洗礼の意味はおおよそ三つあります。

- (1) 人間の決意に先行する神の恵み(先行的恩寵)を示します。
- (2) 神の恵みを受け止めようとする人間の決断(主体的決断)を現します。特に異教の日本において、生涯に亘ってキリスト者であり続け

るためにはよほどの決意を必要とします。

(3) 教会へ加入することを意味します。洗礼は個人的なことだけではなく教會的なことです。洗礼を受けて具体的に教會の一員として迎えられることを意味します。

神の恵み、人間の決断、教會への加入——この三つのうち一つでも欠けてはなりません。また一つだけを強調し過ぎると、洗礼が歪んでいくことは教會の歴史が教え示すところです。

ローマの信徒への手紙6章1～11節に、洗礼の意味が明確に示されています。主イエスは十字架で死に、神の力によって甦られました。その主イエスを信じて洗礼を受ける者は、その主と共に死に、その主と共に甦ることを信じることなのです。古い罪人の自分が死に、新しい命・義人に生まれ変わります。罪赦され新しい命に生きる者たちの群れが教會であり、この群れに加わる入会式の意味もあるのです。

洗礼は一時的な感情で受けるものではありません。冷静に考え、祈り、また聖書を読み、牧師とよく相談し、また家族の理解を得て受けるものです。平塚教會では役員会において試問して決定していますが、おおまかに“洗礼の基準”（役員会用・30頁参照）をもっています。これを参考にしてお考えください。

洗礼は一度だけで十分です。心を入れ替えるためにもう一度受け直そうとすることは、神の恵みを侮^{あなど}ることになります。

〈幼児洗礼〉 幼児洗礼はその親と教會の信仰により、幼児に洗礼を受けることです。しかし、これは将来においてその子どもが信仰告白をして、教會の正会員となるように教え導く責任が親と教會にあるこ

とです。幼児洗礼だけでは正会員になることは出来ず、従って聖餐に与ることも出来ません。将来において、信仰の自覚を待って信仰告白式または堅信礼を受けなければならないという点で、幼児洗礼は十分な洗礼とは言えないのではないかとの批判の声もあります。ルーテル教会では、幼児洗礼者にも陪餐を既に許可しています。

幼児洗礼に代わるものとして、幼児祝福式があります。毎年「子どもの日」に幼小児祝福式を行っていますが、乳幼児の時(1～2歳)、主日礼拝において祝福を受け、神様から授かった子どもの親であり、また子どもの教会であることの自覚を持つためには意味があります。

幼児洗礼であれ、幼児祝福式であれ、親と教会がその子どもを、どのように主イエスのもとに導くのか、その責任は重大であり、無責任にならないように心がけたいものであります。

最後に、何歳から成人の洗礼を受けることができるのかという質問を受けます。個人差はありますが、最小でも中学1年生の年齢に達していることが必要です。また知恵遅れの方の洗礼については、信仰告白が出来なくとも、その存在が信仰告白的であり、また例えば「教会大好き、イエス様大好き」などの発言を信仰告白と認めて、洗礼を授けることがあります。

〈聖餐〉 主イエスの十字架と復活を祝い、想起して執り行われる儀式です。パンは主イエスの肉を表し、ぶどう液は主イエスの血を表します。十字架において裂かれた肉、流された血潮、それがパンであり、ぶどう液です。カトリック教会のようにパンやぶどう酒という物質そのものがキリストの肉や血に変わる変体説は採りませんが、信仰を

持ってパンとぶどう液に与る時、私たちの中でキリストの肉・血になると理解します。

また聖餐は神の国の食事の先取りを意味します。聖餐において神の国を待ち望む群れであることを体験的に味わい、慰めと励ましを受けます。

聖餐はみ言葉と密接不可分です。み言葉のないところに聖餐はありません。説教は「目に見えない神の恵み」であり、聖餐は「目に見える神の恵み」と理解します。説教を聴かずに聖餐にだけ与ることは出来ません。

平塚教会では聖餐を三大祝日（イースター、ペンテコステ、クリスマス）の他に、毎月の第一日曜日と、年間15回執行しています。現住陪餐会員とは、聖餐式を陪餐している会員を意味します。年に8回は聖餐に与れるように努力しましょう。

「ふさわしくないままで主のパンを食べたり、その杯を飲んだりする者は、主の体と血に対して罪を犯すことになります」（Iコリント11：27）の「ふさわしくないままで」に引っ掛かりを覚えて聖餐を受けることを躊躇される方がおられますが、この「ふさわしくない」の内容は、前後関係からして「交わりを欠いて」と読み替えることが可能です。兄弟姉妹が互いに配慮し合い、いたわり合う中で聖餐に与るべきだとの勧めであって、信仰があるとかないとか、強いとか弱いとか、完全であるとか不完全であるとかいうことで問題にされている所ではありません。主イエスの十字架の赦しを信じて、ふさわしくないものが招かれているその恩寵を感謝して、喜んで主の聖餐に与る者でありたいものです。残ったパンとぶどう液は、聖別されたものとして牧師館において処理されます。勝手に捨てないようにしてください。

〔附〕 洗礼の基準

(これは絶対的なものではありませんが、役員会で審議する時の申し合わせです。参考としてここに掲載します。)

洗礼を受ける特定の資格・条件というものはありません。しかし誰でも受けることができるかという、そうではありません。

1. 洗礼を受けられる目安として次の五つを挙げています。
 - 1年間くらいは礼拝に出席していること。
 - イエス・キリストを救い主と信じ、告白出来ること。
 - 少なくとも新約聖書は1度くらい通読していること。
 - 声を出して祈ることが出来ること。
 - 役員会の試問において自らの信仰を告白出来ること。
2. 洗礼は次の手順を追って行われます。
 - 洗礼式はいつでも行うことができますが、主としてクリスマス、イースター、ペンテコステの礼拝の中で行います。
 - 受洗を希望する方は、まず牧師に申し出て、相談します。受洗準備として4～5回準備会をもち、主に洗礼の意味と日本基督教団の信仰告白等について解説を受け、キリスト教の教理を学習します。
 - 準備会を通して牧師が受洗の判断を下し、志願書(別頁参照)を提出します。
 - 役員会において自らが書いた「信仰告白文」を読み上げ、また試問を受け、役員会の賛同を得た場合に洗礼式を執行します。
 - 受洗者には、記念に聖書を贈呈します。(慶弔規定による)
 - 受洗者は、感謝献金を献げます。(金額は問いません。)

バプテスマ志願書

教会 御中

年 月 日

氏名

④

このたびバプテスマを受け、御教会に加入させていただきますたくお願いいたします

| | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| ふりがな 氏 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 現住所 | 〒 電話 | | |
| バプテスマ受領 | 受洗教会 | | 信堅 仰 |
| | 司式者氏名 | | 告信 |
| | 年月日 | 年 月 日 | 白 式礼 |
| 志願承認 | 年 月 日 | 原簿登記 | 年 月 日 |
| 備考 | | | |

5. 信徒の転入・転出・

他教派からの転入・転出に関して

(転会)

日本基督教団の教会の中での教会籍の移動を転会と言います。転会には明確な理由がなければなりません。移転とか仕事の都合とか家族の理由等であり、単なる感情の^{もつ}縫れとか対立等で教会籍を移すものではありません。役員会において慎重に審議し、やむを得ない場合、転会を認めています。

なお平塚教会に転会する場合は、やはり1年以上の礼拝やその他の集会への出席を条件としています。その間に平塚教会の信仰を理解し、賛同していただくことと、また役員がその方がどのような信仰を持っておられるかを把握します。そのために1年の期間を必要とします。約1年後に転会希望者はまず牧師と相談し、指導のもとに所属教会へ転会希望の手紙を送付します。所属教会より役員会の議を経て「薦書」が届いた場合、本人よりの転入会願書と信仰歴と共に役員会で慎重に審議して受け入れるかどうかを決めます。役員会で承認されると、主日礼拝の時に紹介をして元の所属教会に受入通知書を返送し、平塚教会の会員原簿に記入し終えて、初めて教会籍の移動が完了したことになります。一連の事務手続きは総務役員と牧師とで行います。また転会を完了し終えた段階で、元の所属教会にお礼状を出すことをお勧めします。

平塚教会より他の日本基督教団の教会に転会する場合ですが、それが近隣の教会の場合にしばしば問題になります。先に挙げた明確な理

由を付して、どこの教会に転会したいのか転会希望の手紙を、平塚教会の役員会に提出します。しかし前もって牧師と相談することをお勧めします。特に移転先の教会の事情が分からない場合は、牧師を通して情報を集め、出来れば平塚教会の信仰に近い教会を選ぶべきです。転会が信仰生活の危機の時でもあることを弁^{わきま}えておく必要があります。また特別な事情により転会が出来ない場合は、客員として教会に出席して、信徒の義務を果たすこともできます。

(2) 他教派からの転入会

日本基督教団の教会以外の他教派の教会から転会をしたい場合は、教団の教会からの転会の条件に加えて、更に「日本基督教団信仰告白」を学び、日本基督教団の特質や成立事情を弁^{わきま}えるために準備会をいたします。また役員会での面接の後、承認を受けた場合、主日礼拝において「転入会式」をいたします。

平塚教会から他教派の教会に転出する場合、その理由を明確にすること、また相手教会の教派の信仰等をよく理解しておくことが肝心です。役員会においてよく話をして、やむを得ない場合に転出を認めます。しかし軽々しく一時的な思いつきでことを起こさないように注意してください。場合によっては役員会等で説得して、転出を思い止まって頂くこともあります。

(3) 別帳会員について

日本基督教団の教規によると、会員は陪餐会員、未陪餐会員、別帳会員に分類します。現住陪餐会員のみが教会総会の議席を持ち、選挙権、

被選挙権を有します。教規第140条に、現住陪餐会員が次に該当する場合別帳会員に移すことができる、という規定があります。

(1) 3年以上住所が不明であるとき

(2) 理由なく3年以上教会に出席せず、かつ献金その他の義務を怠ったとき

この規定を適用する場合、機械的に適用するのではなく、牧会的配慮をもって慎重に考慮すべきです。この規定は本人の自覚を促し、近くの教会に転会して頂くか、現住陪餐会員に復帰して頂くことを願って適用することであって、排除するためのものではないことを心に留めていただきたいのです。「転入会願書」および「薦書」の書式は、別紙のとおりです。教会に常備してあります。

転入会願書

教会 御中

年 月 日

氏名 ㊞

このたび御教会に転入会させていただきたく志願いたします

| | | | | | |
|-------------------|--------|--------|---|------|-------|
| 氏名 | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 | 電話 | | | | |
| 本籍 | | | | | |
| 配偶者氏名 または両親の氏名 | 夫 妻 | 父 母 | | | |
| 世帯主氏名 その続柄 | | | | | |
| 職業または 在学中の学校名 | 名称 | 所在地 | | | |
| 所属教会 | | | | | |
| バプテスマ受領 | 司式者氏名 | | | | |
| | 場所 | | | | |
| | 時 日 | 年 | 月 | 日 | |
| 志願承認 | 年 | 月 | 日 | 原簿登記 | 年 月 日 |
| 備考 | | | | | |

薦 書

日本基督教団

教会御中

年 月 日

日本基督教団

教会

下記の者は当教会員であります。このたび貴教会に転会を希望しましたので、薦書をお送りいたします。

転入会ご承認のうえ、下記の受入通知書をお送り下さい。

| | | | | |
|------|-------|---------|---------|-------|
| 氏名 | | バプテスマ受領 | 受洗教会 | |
| 生年月日 | 年 月 日 | | 司式者 | |
| 現住所 | 〒 | 電話 | 年月日 | 年 月 日 |
| | | | 転出承認年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | | | | |

第 号 転会受入通知書

日本基督教団

教会御中

年 月 日

日本基督教団

教会

正規の手続きを済ませて下記教会員を当教会へ受け入れました。
ご通知申し上げます。

| | | | |
|----|--|----------|-------|
| 氏名 | | 転入会承認年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | | | |

6. 教会暦について

暦には太陽暦、太陰暦、生活暦、また行事暦等があるように、「教会暦」があります。しかし既成のある一定の「教会暦」があるのではなく、諸教派がその伝統やその国の中で時間をかけて培ってきたものから成る数種の「教会暦」があります。

平塚教会は厳密な意味でこうした「教会暦」を遵守する教会ではありませんが、それらを否定したり、無視したりせず、むしろそれらを参考にして折衷的に「教会暦」を併用しております。

従来、「教会暦」は教理的教育の意味あいから、また宣教的旗印として用いられてきましたが、今日では1年の周期の中で福音の追体験をする救済史的構成による「教会暦」が用いられています。日本は四季ははっきりしています。その四季の移り変わりの中で、またそれと合わせて教会生活の時を刻み、整えるために「教会暦」があるのです。

こうした考えはユダヤ教に既にあり、「過越しの祭り」と「五旬節の祭り」が基本になって暦を組み立てておりました。キリスト教では復活祭(イースター)と聖霊降臨祭(ペンテコステ)と降誕祭(クリスマス)が基本になって教会暦が組み立てられています。

降誕祭(クリスマス)は12月25日と定められておりますが、一部の教会を除いて大体その前の日曜日を降誕祭(クリスマス)礼拝としております。11月30日に最も近い日曜日から待降節(アドベント)に入り、必ず4回の日曜日を経てクリスマスに至ることになっています。そしてこのアドベントをもって、1年の始まりとしています。

復活祭(イースター)は移動祝日であり、「春分の後に来る最初の、満

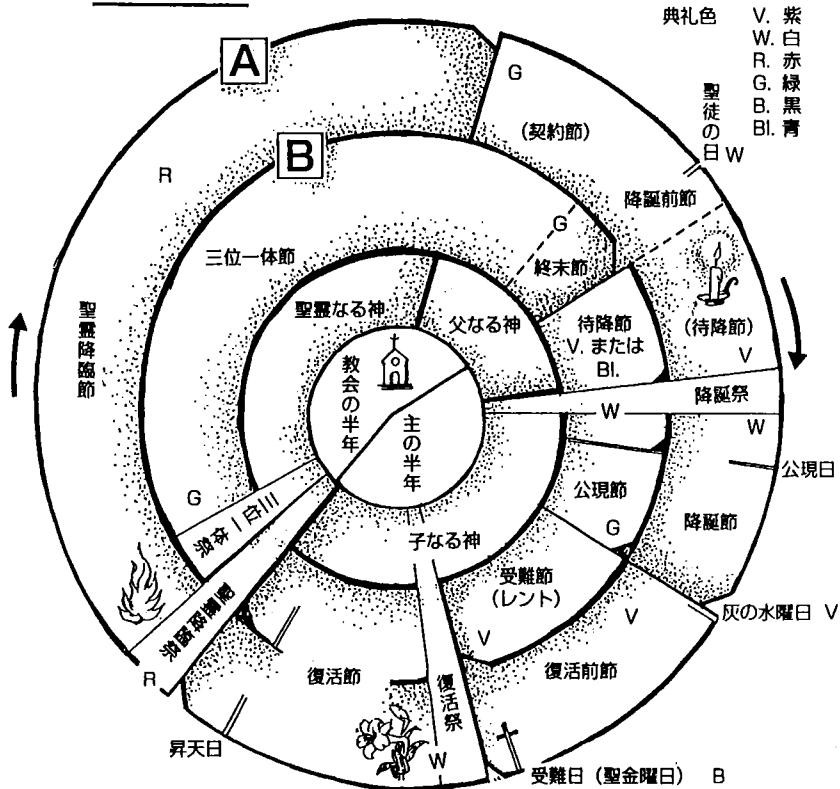
月の次の日曜日」とA D 325年のニケア会議において決定されました。聖霊降臨祭（ペンテコステ）は復活祭より50日目であり、やはり移動祝日となったのです。しかし復活祭もまた聖霊降臨祭も固定祝日しようとして、1975年11月、ケニアのナイロビで開催のW C C（世界教会協議会）において「4月第2土曜日の次の日曜日」が提案されましたが、未だに決定するに至っていません。

その他にも「教会暦」で決められていることがあります。例えば聖霊降臨祭の次の日曜日は、三位一体主日と決まっています。また復活祭の前の主日を棕櫚の主日とし、その一週間を受難週とし、その木曜日を「洗足木曜日」、金曜日を「受苦日」とします。受難週40日前の「灰の水曜日」より受難節（レント）に入ります。また1月6日を公現日（顕現日）とします。復活日より40日目を昇天日、50日目を聖霊降臨日とします。こうして主イエス・キリストの救いの出来事を降誕、受難、復活、昇天、聖霊降臨と順を追って毎年追体験し、祝うのです。

また教会暦に附随して聖書箇所や説教テーマが掲げられています。必ずしもそれらに拘束されることはありません。

日本基督教団では教会暦の他に行事を定めています。例えば2月11日は信教の自由を守る日、5月第二主日は母の日、6月第二主日は子どもの日（花の日）、8月第一主日は平和聖日等、日本基督教団だけが決めた行事日もあります。その他バレンタイン・デーとかハロウィンとか擬似キリスト教的行事が商業ペースに乗って教会の中に入り込んでこようとしていることに対して、厳格に区別を付けなければなりません。

教会暦



- A (外円) 日本基督教団
「新しい教会暦」1975
- B (内円) 伝統的な教会暦

年毎の教会暦移動表

| 祭名 西暦 | 復活日 | 昇天日 | 聖霊降臨日 | 三位一体主日 |
|----------|------|------|-------|--------|
| 1999 | 4/4 | 5/13 | 5/23 | 5/30 |
| 2000 | 4/23 | 6/1 | 6/11 | 6/18 |
| 2001 | 4/15 | 5/24 | 6/3 | 6/10 |
| 2002 | 3/31 | 5/9 | 5/19 | 5/26 |
| 2003 | 4/20 | 5/29 | 6/8 | 6/15 |
| 2004 | 4/11 | 5/20 | 5/30 | 6/6 |
| 2005 | 3/27 | 5/5 | 5/15 | 5/22 |
| 2006 | 4/16 | 5/25 | 6/4 | 6/11 |
| 2007 | 4/8 | 5/17 | 5/27 | 6/3 |
| 2008 | 3/23 | 5/1 | 5/11 | 5/18 |
| 2009 | 4/12 | 5/21 | 5/31 | 6/7 |
| 2010 | 4/4 | 5/13 | 5/23 | 5/30 |
| 2011 | 4/24 | 6/2 | 6/12 | 6/19 |

1999年教会暦・行事

| | |
|----------------|---------------------|
| 公現日(栄光祭) | 1月6日(水) |
| 灰の水曜日 | 2月17日(水) |
| 四旬節(受難節・レント) | 2月17日(水)～4月3日(土) |
| 棕櫚の主日 | 3月28日(日) |
| 受難週 | 3月28日(日)～4月3日(土) |
| 洗足木曜日 | 4月1日(木) |
| 受難日 | 4月2日(金) |
| 復活日(イースター) | 4月4日(日) |
| 昇天日 | 5月13日(木) |
| 聖霊降臨日(ペンテコステ) | 5月23日(日) |
| 三位一体主日 | 5月30日(日) |
| 待降節(降臨節・アドベント) | 11月28日(日)～12月24日(金) |
| 降誕日(クリスマス) | 12月25日(土) |

| | |
|--------------|---------------------|
| 元旦礼拝 | 1月1日(金) |
| 信教の自由を守る日 | 2月11日(木) |
| 労働聖日(働く人の日) | 4月25日(日) |
| 母の日 | 5月9日(日) |
| 子どもの日(花の日) | 6月13日(日) |
| 日本基督教団創立記念日 | 6月24日(木) |
| 平和聖日 | 8月1日(日) |
| 世界聖餐日、世界宣教の日 | 10月3日(日) |
| 神学校日 | 10月10日(日) |
| 伝道献身者奨励日 | 10月10日(日) |
| 信徒伝道週間 | 10月17日(日)～10月23日(土) |
| 教育週間 | 10月17日(日)～10月24日(日) |
| 宗教改革記念日 | 10月31日(日) |
| 聖徒の日(永眠者記念日) | 11月7日(日) |
| 収穫記念日 | 11月21日(日) |
| 謝恩日 | 11月21日(日) |
| 社会事業奨励日 | 12月5日(日) |

日本基督教団発行『教会手帳』より

7. 日本基督教団信仰告白

我らは信じかつ告白す。

旧新約聖書は、神の^{あかし}靈感によりて成り、キリストを^{ふくいん}証し、福音の真理を示し、^よ教会の^{ゆいっ}拠るべき唯一の正典なり。されば聖書は聖^{あかし}霊によりて、神につき、救ひにつきて、全き知識を我らに与ふる神の^{ことば}言にして、信仰と生活との誤りなき規範なり。

主イエス・キリストによりて啓示せられ、^{さんみいつたい}聖書において証せらるる唯一の神は、父・子・^{あかし}聖霊なる、三位一体の神にいましたまふ。^{みこ}御子は我ら^{つみびと}罪人の救ひのために人と成り、十字架にかかり、ひとたび己を全き犠牲として神にささげ、我らの^{あかし}贖ひとなりたまへり。

神は恵みをもて我らを選び、ただキリストを信ずる信仰により、我らの罪を赦して義としたまふ。この変わらざる恵みのうちに、^{あかし}聖霊は我らを^み潔めて義の果を結ばしめ、その御業を成就したまふ。

教会は主^{からだ}キリストの体にして、恵みにより召されたる者の^{つど}集ひなり。教会は^{おおやけ}公の礼拝を守り、福音を正しく宣べ伝へ、バプテスマと主の晩餐との^と聖礼典を執り行ひ、愛のわざに励みつつ、主の再び来たりたまふを待ち望む。

我らはかく信じ、代々の聖徒と共に、使徒信条を告白す。

我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず。我はその独り子、
我らの主、イエス・キリストを信ず。主は聖霊によりてやどり、
処女マリヤより生れ、ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、
十字架につけられ、死にて葬られ、陰府にくだり、三日目に死人
のうちよりよみがへり、天に昇り、全能の父なる神の右に座した
まへり、かしこより来たりて、生ける者と死ねる者とを審きたま
はん。我は聖霊を信ず、聖なる公同の教会、聖徒の交はり、罪の
赦し、身体からだのよみがへり、永遠とこしえの生命いのちを信ず。 アーメン

〈日本基督教団信仰告白〉解説

私たち平塚教会が包括されている宗教法人は日本基督教団で、1941年（昭和16）6月24日、30余派の福音主義教会およびその他の伝統をもつ教会がおのおのの歴史的特質を尊重しつつ、合同して作られたものであります。しかし、未だ合同途上の教会であることを強く意識する必要があります。この点については、後で詳述します。

現行の「日本基督教団信仰告白」が採択されましたのは、1954年（昭和29）10月26日、第8回教団総会においてです。実に教団創立から13年も後に信仰告白が制定されたのです。それ以前に信仰告白がなかったかと言うと、教団が成立した1941年には「教義の大要」なるものがつくられていました。それが下敷きになって現行の信仰告白ができていくことは、疑いない事実です。その「教義の大要」には当時の軍国主

義国家体制を容認する部分があり、いわばそうした体質を引きずったまま、ある教派の離脱を契機に、「教団信仰告白」を制定することにこぎ着けたのでした。

そうした問題性を孕んだ「教団信仰告白」ではありますが、今日、合同教会を作り上げている信仰的基盤がこの信仰告白に求められるのであります。事実、教団の式文では洗礼式、信仰告白式、入会式、補教師准允式、役員任職式等でこれを告白するかどうかが問われ、誓約を求められています。どはずれた解釈をしないことを前提にして、「教団信仰告白」の解釈は銘々の教会・信徒に委ねられております。

代々の教会は聖書と共に基本信条〈使徒信条(2世紀前半~5世紀)、ニカイア信条(325年)、アタナシオス信条(451年編)〉に基づいて教会形成に励んでまいりました。従来から日本基督教団の諸教会は一部の教会を除いて、いわゆる信条教会ではありませんでした。むしろ告白教会の影響を受けた教会が多く、そこで教団信仰告白の後半で「使徒信条」をその一部として告白しています。そして信仰告白文より信仰を告白する行為が大切であり、また信仰告白は常に状況からの告白であることを学んだのでした。現行教団信仰告白文は教義学的には間違っておりませんが、状況からの告白という点でももの足りないものがあります。それをいわば補完する意味で「第2次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」があります。今回は資料として、これをも加えることとしました。

しかし教会の信仰を検討する際に、聖書と共に聖書の要約であり、異端との戦いの中から生み出された諸信条や信仰告白文を基準にして慎重に検討を加える必要を覚えます。私どもは諸信条や信仰告白文の

一語一語を大切にすると共に、この時代に向けて信仰を告白する行為を大切にしたいものです。

日本基督教団信仰告白は五つの部分より成っております。すなわち聖書・神・恵み・教会・使徒信条であります。いわばこれらに対して私どもがどのような立場をとるかを、明確に告白しているのであります。

(1) 聖書

私たちの信仰は聖書を唯一の拠り所にしています。旧新約聖書66巻を「正典」と認め、そこから神の言を聴くのです。それ以外に参考にする文書はあっても、聖書と同等の権威を持つ文書は他にありません。私たちの信仰の源泉は聖書のみにあります。

旧新約聖書をもって初めて聖書と呼ぶことができます。3×9=27と覚えると便利でしょう。39巻が旧約聖書であり、27巻が新約聖書です。両方を足すと66巻になります。旧約聖書とは古い約束(契約)の書、新約聖書とは新しい約束(契約)の書なのです。新約聖書から読み始めても、旧約聖書にも読み進みましょう。旧約聖書をもって新約聖書を解釈し、新約聖書をもって旧約聖書を解釈するという原則があります。

『新共同訳聖書』では旧約統編と言って第二正典、アポクリファ、外典と言われるものがあり、これはBC3世紀以後、数世紀の間にユダヤ人によって書かれたものです。カトリックの聖書にはこの旧約統編が含まれているので、『新共同訳聖書』の性格から統編付きの聖書もあるの

です。私たちプロテスタントの教会において、これは必要のないものですが、旧約聖書と新約聖書の間の溝を埋める参考文献としては有益です。

聖書はBC900年くらいからAD150年くらいまでの約1000年以上もかかって、実に多くの人々の手によって書かれ、編集された歴史的な文書です。その文書の内容も性格もまちまちですが、旧約聖書はAD90年頃のバレスチナのヤムニアのラビの会議において、ヘブライ正典が決定され、新約聖書は397年のカルタゴの教会会議にて現行の27巻を正典と認めたのです。しかしそこには不思議と統一性が保たれています。テモテへの手紙Ⅱ 3章16節では、「聖書はすべて神の霊の導きの下に書かれ、人々を教え、戒め、誤りを正し、義に導く訓練をするうえに有益です。」とあり、ここから「逐語霊感説」が主張されます。

しかし私たちは「逐語霊感説」の立場を採りません。聖書は歴史的な文書ですが、ただ人間の言葉ではありません。神の霊によって導かれて書かれた神の言葉でもあるのです。人間の言葉が神の霊によって導かれて読む時、それは神の言葉になるのです。聖書を宗教改革者M. ルターは、幼子イエスをその中に入れた「飼葉桶」のようなものと表現しました。わたしたちはその「飼葉桶」の中から主イエスを見出し、出会い、救いに達するように聖書を読まなければなりません。その時、不可欠なのは、〈祈り〉です。「み^{たま}霊よ来たりて、み言を開いてください」と祈りつつ、み^{たま}霊の助けをいただき、聖書を通して神について、救いについて完全な知識を得ることができるのです。

聖書は「信仰と生活についての誤りのない規範」なのです。ですからどのような局面においても聖書を開き、そこから規範とすべき言葉を

見出さなければならないのです。しかしある一部分だけを採り出してそれを絶対化しないように、その流れ・前後関係・^{コンテキスト}文脈において読まなければなりません。

聖書は誤りもあり、時代的制約の中で書かれています。しかし全体を通して、主イエスの人格に触れる読み方を体得したいものです。

(2) 神

神は、イエス・キリストと聖書を通して示されています。自然界とか神秘的な現象を通して神を知ろうとすることは、本筋から離れます。「わたしを見た者は、父を見たのだ。」(ヨハネ14:9)とあります通り、イエス・キリストのうちに啓示された神は聖書に証しされている神であります。

その神とは「唯一の神」です。これはキリスト教の絶対性、諸宗教に対する優越性を示すものではありません。むしろ現在は諸宗教の対話の時代ですが、排他的・独善的宗教が様々な問題を起こしています。そこには間違った神理解があります。汎神論とか理神論とは一線を画すべきでありましょう。

ここでの「唯一の神」とは、創造主の神、父なる神であります。

神は創造主であり、我々は被造物であります。この関係を逆転することは許されません。また神が人間になったり、人間と結婚したり、人間が神になったりする神話の世界の神々とは、厳密に区別しなければなりません。

また父なる神とは男性支配の現れであると批判し、神は中性でなければならないと主張する人々がいますが、それは神の人格性を自らが

否定する自殺行為と言わなければならないでしょう。神と人間との「愛の関係」を、父と子で現したもののなのです。

このことをより具体的に、「三位一体」と言う教理で説明しています。父なる神・子なる神・^{さんみいつたい}み霊なる神を一つの神として告白しています。神は父として、子として、^{たま}み霊として現れ、働いてくださいます。創造主の神として、和解者・仲保者の神として、救いを完成する救贖者として働いてくださいます。「また聖霊によらなければ、だれも『イエスは主である』とは言えないのです」(I コリント12:3)とありますように、イエスを救い主キリストであると心から信じせしめ、告白せしめる方がこの聖霊の神なのです。そのいずれか一つの働きのみを強調することは、神そのものを歪める結果になり、その信仰も歪んだものになってしまうのです。

最後に「御子」について、「人と成り」(受肉)、「十字架にかかり……我らの贖ひとなり(贖罪)」^{りくだ}たもうた、と述べています。神が人にまで遜り、自らを低くして十字架の死を通して、全く価のない私たちに罪の贖いを与えてくださったのです。主イエス・キリストは「インマヌエル」(神われらと共にいます)神なのです。そのことがクリスマスに起こったのです。また十字架と復活を通して救いを与えてくださった、その神に心から感謝しましょう。

(3) 恵み

神が私たちに与えてくださる「恵み」は数限りなくありますが、それらを二つに集約することができます。

それは「罪の赦し」と「潔め」です。父なる神は「神のかたち」に似せて創造されました。その「神のかたち」は様々に解釈されますが、愛の呼応性とか愛の関係と言うことができます。しかし原罪により「神のかたち」は破れ、その関係は破綻してしまっただけです。そして今に至るまで神との関係は破れ、失われたままになっています。その結果は自分自身を愛せず、他者をも愛せず、孤独と虚無の中をさ迷い歩いているのです。神との交わりを回復し、自己と他者との関係を打ち立てることが急務なのです。しかしそれを妨げているものが、「罪」なのです。この罪を取り除くことは、自分の努力とか修業によって出来るものではありません。やはり「罪の赦し」に与らなければならないのです。

ルカによる福音書15章11節以下にある「放蕩息子」のたとえのように、父はどのような放蕩に身を持ち崩し、財産を使い果たし、ポロをまといその日の暮らさに困るほど困窮しても、本心に立ち返って父のもとに帰って行くならば、父の方から出迎え、その過ち全てを赦して下さるのです。罪の赦しは、悔い改めて父なる神のもとに立ち返ることから始まるのです。罪の赦しは神の恵みであり、憐れみなのです。

「罪の赦し」が与えられるのは、「ただキリストを信じる信仰によって」です。信仰は信頼であり、委ねることです。キリストを信頼し、全てを委ねきってお任せする時、罪が赦されるのです。キリストは私たちの罪の全てを引き受け、私たちに代わってその罪を担い、その罪に打ち勝ってくださいました。キリストだけが罪に打ち勝ち、神に従った義人であったのです。ただキリストの贖いと義のゆえに、それを信じる私たちは義とされ、よしとされるのです。宗教改革及びプロテスタントの旗印である信仰義認の教理を、ここで告白しているのです。そ

のことにおいて、私たちの教団・教会がプロテスタント教会の伝統を継承する教会であることを明らかにしています。

神の恵みの第二は、「潔め」です。「聖化」と言ってもよいでしょう。義認と聖化はどのように起こるのかについて、かつて議論がありました。義認と同時に聖化が起こるのか、義認の後に聖化が起こって来るのかということです。教団の信仰告白では、義認の延長線上に潔め・聖化があるという理解です。そのことを、「この変わらざる恵みのうちに、聖霊は我らを潔めて義の実を結ばしめ、その御業を成就したまふ。」という告白文で言い表しています。義認を飛び越えて潔め・聖化のみを強調することは、キリストの贖いないがしを蔑ろにすることになります。また潔めや聖化を欠いた義認は、信仰の完成に至ることができません。信仰義認を恵みと受け止めるからこそ、尊いキリストの血で贖われた体を潔め、聖化し、「愛、喜び、平和、寛容、親切、善意、誠実、柔和、節制」と、霊の実を結んで行くのです(ガラテヤ5:22・23)。

(4) 教会

教会とは何であるのか、またその教会の働きの主目的は何かを示されています。教会は「キリストの体」とであると告白しています。復活の主は昇天されましたが、教会というかたちで私たちの中に現臨してください。また教会の頭かしらはキリストであるのです。教会は「恵みによって召された者の集い」と告白します。神・キリストの恵みによって呼び集められ、その神とキリストの栄光のために働く者たちの群れなのです。決して自分たちの利益のために集い、活動する仲間

はないのです。キリストの贖いを教会の中で、教会を通して与えられ、その教会の枝として召されている恵みを感謝して集い、神の国を追い求める小さな群れが教会なのです。教会は建物ではありません。交わりであり、群れであるのです。そこでは集会が重んじられます。日にちを定めて集う集会が、その時、キリストの体としての教会として生起するのです。「二人または三人がわたしの名によって集まるところには、わたしもその中にいるのである。」(マタイ18:20)のみ言葉が、その事をよく言い表しているのです。

その教会は何をするのかというと、「礼拝」「聖礼典の執行」と「愛の業」を行うのです。このために教会は存在するのです。教会は「礼拝」を通して神に奉仕し、「時は満ち、神の国は近づいた。悔い改めて、福音を信じなさい」(マルコ1:15)との福音のみ言葉を聴き、そのみ言葉の宣教に励み、洗礼と聖餐の聖礼典を神からの秘儀として執り行うのです。これを妨害するいかなるものとも戦い、「礼拝」を守るのです。死守するのです。聖日礼拝厳守を、義務としてではなく、恵みの呼びかけとして受け止め、感謝してあらゆる工夫と努力をしてでもこの「礼拝」と「聖餐」に与るのです。礼拝を疎^{おろそ}かにする信徒は、信仰がどこか弱ってきます。この群れ・集いの中で主を礼拝し、主の聖餐に与ることを無常の喜びとして日々の生活を組み立てて行きたいものです。

教会は恵みのみ言葉を聴き、またそれを宣教するだけではなく、その恵みのみ言葉を「愛の業」として私たちの時と財^{たから}を献げて奉仕するのです。この部分を欠落させると信仰自体が抽象的になり、力を持ちません。その人の許された範囲で出来る限り主に仕え、隣人に仕える時、信仰は喜びに変えられます。教会の中で座り込んで議論ばかりしてい

ないで、外に出て、私たちの小さな力を必要としている所で無償の愛を実践するのです。もちろん高齢者や病人や勤めている人は、なかなかそれが出来ない悩みがあることでしょう。しかしそのために祈ること、その働き人を覚え、声をかけることなど様々な形で参加することができるのです。

「主の再び来たりたもふを待ち望む」という言葉は、何を示しているのでしょうか。それは、教会で全てが完成するのではないことです。「神の国」を知っていますが、その神の国が到来し、主が再びおいでになることを待ち望む終末的な不完全な群れなのだということです。教会は傲慢に陥ってはなりません。謙遜に、しかも希望を失わずに、「主の日」を待ち望みつつ生きて行くのです。しかしただ手をこまねいて、あるいはいたずらに終末の到来を脅しとして煽ることは避けたいものです。「愛の業に励みつつ」主の来臨を待ち望むのです。

(5) 使徒信条

「使徒信条」は2世紀頃に作られ、8世紀頃に完成した最古の信条です。12使徒が書いたものと伝えられて使徒信条とされていますが、それは確かではないようです。

ギリシャ正教会、ローマ・カトリック教会、プロテスタント教会が共通して用いている信条なので、「世界信条」とも言われています。日本基督教団の信仰告白は、この使徒信条を併せて告白することによって、世界教会の一教会であることを言い表しているのです。それが「我らはかく信じ、代々の聖徒と共に使徒信条を告白す。」との言葉になって

言い表されているのです。平塚教会は約1700の教会・伝道所を有する日本基督教団に属しているだけでなく、2世紀頃から始まった世界の教会に連続と繋がり、その伝統と信仰を受け継ぐ教会であることを告白するのです。

この「使徒信条」も、第1項「父なる神」、第2項「主イエス・キリスト」、第3項「聖霊と教会」となっています。これは先の日本基督教団の信仰告白が不十分だから、それを補うために「使徒信条」を併せて告白するのではないのです。私たちの教会が初代教会の信仰まで遡るのです。代々の教会が様々な困難や迫害を乗り越えて、また異端と戦いつつ自らの信仰を簡潔に言い表したこの「使徒信条」を、同じ思いをもって告白するのです。

当初、この「使徒信条」は求道者教育のために作られたものであると言われました。後には異端との戦いにも用いられたのですが、キリスト教信仰を煮つめますと、この「使徒信条」に集約され、これをもって信徒を教育し、戦ったのです。

(6) 信仰の応答としての讚美告白－日本基督教団信仰告白を学ぼう

1) 「日本基督教団信仰告白」は、「教憲」第2条において「本教団の信仰告白は旧新約聖書に基づき、基本信条および福音的信仰告白に準拠して、1954年(昭和29年)10月26日、第8回教団総会において制定されたものである。」とあります。

①旧・新約聖書(66巻)に基づくものである。聖書が優先する。

②基本信条（「使徒信条」「ニカイア信条」「カルケドン信条」「アタナシオス信条」）に準拠する。

「使徒信条」（5世紀）――「古ローマ信条」（150年）⇒「使徒信条を告白す。

「ニカイア信条」（381年）―― コンスタンティノポリス教会会議の信仰告白、アリウスの異端に対してキリストの神性、子なる神の同質（ホモウーシオス）を明らかにした。

「カルケドン信条」（451年）――キリスト両性論

「アタナシオス信条」（420~450年）――三一神論

③福音的信仰告白（アウグスブルグ信仰告白、ウエストミンスター信仰告白等）に準拠する。

④総会（教会会議）において制定する。

2) 日本基督教団が成立時に定めた「規則」第5条に、「本教団の教義の大要左の如し」として「イエス・キリストに由りて啓示せられ聖書に於て証せらるる父・子・聖霊なる三位一体の神は世の罪と其の救の為人となり、死にて甦り給へる御子の贖に因り、信ずる者の罪を赦して之を義とし、之を潔め、永遠の生命を与へ給ふ。教会はキリストの体にして恩寵に依りて召されたる者、礼拝を守り、聖礼典を行ひ、福音を宣べ伝へ、主の来り給ふを待ち望むものなり」とある。これが教憲第3条にあったが、日本基督教団信仰告白が制定された段階で第3条は削除されている(1956)。そこで「贖罪」「赦しと潔め」「教会」を、「特に明らかにすべき点」として信仰告白で取り上げることを申し合わせた。⇒従って「日本基督教団信仰告白」は教憲第2・3条に基づ

くものである。「聖書」の条項では、旧新約聖書が唯一の正典たることを明記し、聖書によるのほか救いの道を示されないことを明らかにする。「贖罪」の条項では、キリストによってささげられた犠牲によってのみ神との和解が成立することを明らかにし、その犠牲が一時的にして完全であることを明らかにする。

「赦しと潔め」の条項では、赦しに続いて潔めが生起することを明記し、しかも潔めの完成する日を待望する信仰生活において、救いの確かさはあくまで罪の赦しにあることを明らかにする。

「教会」の条項では、大体プロテスタント教会の古典的信仰告白の形に従い、しかも教会の終末論的在り方と倫理的在り方との相克を明らかにする。こうした目的を持って定められたものである。

3) 日本基督教団信仰告白は、日本基督一致教会が1890年(明治23)12月に定めた「日本基督教会信仰の告白」に依っているとされている。

「日本基督教会信仰の告白」(1890年 明治23年12月)

「我等が神と崇むる主、耶蘇基督は神の独子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完まったき犠牲をささげ給へり。凡そ信仰に由りて、之と一体なれるものは赦されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を潔む。また父と子と、ともに崇められ、礼拝せらるる聖霊は我等が魂に耶蘇基督を顕示す。その恩めぐみによるに非ざれば、罪に死したる人、神の国に入るを得ず。古の預言者使徒および聖人は聖霊に啓迪せられたり。新旧両約聖書のうちに語りたまふ聖霊は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教会は、聖書に拠りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が曾て伝へられたる、信仰の道を奉じ、讚美と感謝とを

以て、その告白に同意を表す。

我は天地のつくりぬし造成者、全能の父なる神を信ず。我はその独子、我等の主
耶穌基督を信ず。即ち聖霊によりて胎みごもられ処女マリヤより生れポン
テオ・ピラトの下にくるしみ苦を受け、十字架につけられ、死して葬ほろむられ、
(陰府に下り) 第三日に死者のうちより復活よみがへり、天に昇りて、全能の父
なる神の右に座し給へり、彼所より来りて生けるものと死ぬるものと
を審判さばきたまはん。我は聖霊を信ず。聖なる公同教会、すなはち聖徒の
交通ましけり、罪の赦ゆるし、身体からだの復活よみがへり、永遠の生命を信ず。アーメン」

これと比較して明らかなことは、「日本基督教団信仰告白」は宗教改革の基本原則である「聖書のみ」「信仰のみ」をその全面に打ち出している点と、三位一体の教理が明確に打ち出されている点である。またその点が、「使徒信条」だけでは不十分な理由でもある。

4) 「前文」と「使徒信条」との関係

前文は「我らは信じかつ告白す」と複数形であるのに対して、使徒信条は、「我は天地の造り主、全能の神を信ず」と単数形である。個人の告白と教会の告白が一つとなっている。

5) 口語訳の信仰告白 (教会教育用)

第13・14 回教団総会の議を経て信仰職制委員会が作成したものであり、教育用に用いられてもよいものである。

6) 構造とその意味・内容

7) 日本基督教団信仰告白の意義

ローマ10:10 「信じかつ告白する」

①神に対する告白

神の限りない恵に対する応答として、我々が自発的にささげる

讚美・感謝の言葉である。「告白」＝「讚美」ルカ3：22

それは個人のものであるが、個人を越えて信仰の正しさを問う公おおやけのものである。従って告白に対する責任が伴う。その意味でこの信仰告白そのものが拘束性を持つのである。

②共同の告白

それは教会の告白にあずかることである。個人を越えた公の告白である。それによって個人が導かれ、それと対話をしつつ自分の信仰を正すのである。また共に告白することにより、日本基督教団とそれに所属する約7千の諸教会と連帯することである。合同教会の実質化。

③社会に対する信仰の表明、あかし

信仰の吟味、宣教の言葉、この世に同化されない防具。

④新しい信仰告白の可能性

8) 協議のポイント

- ③我々の信仰と「日本基督教団信仰告白」とはいかなる関係にあるのだろうか？
- ④今日「日本基督教団信仰告白」を告白することは、どんな意味があるのだろうか？
- ⑤「日本基督教団信仰告白」に生きるとすれば、今日の私たちにどのような生き方が求められているのだろうか？
- ⑥「日本基督教団信仰告白」の中に「使徒信条」が含まれている意味は何か？
- ⑦その他。

8. 日本基督教団教憲・教規（抜粋）

日本基督教団教憲

神は万国万民のうちからキリストに在って、聖意(みこころ)に適う者等を召して、これを聖別し、恩寵(ちょう)と真理とをあらわして、聖霊による交わりに与らしめたもう。これがすなわち聖なる公同教会である。

この教会は見えない教会として存在するとともに、また見える教会として現存し、主イエス・キリストをその隅の首石(おやいし)とし、使徒と預言者との基の上に建てられ、代々(よよ)主の恩寵(ちょう)と真理とを継承して、福音を宣(の)べ伝え、聖礼典を守って、主の来たりたもうことを待ち望み、その聖旨(みむね)を成しとげることを志すものである。

わが国における30余派の福音主義教会およびその他の伝統をもつ教会は、それぞれ分立して存在していたが、1941年(昭和16年)6月24日くすしき摂理のもとに御霊(みたま)のたもう一致によって、おのおのその歴史的特質を尊重しつつ聖なる公同教会の交わりに入るに至った。かくして成立したのが日本基督教団である。

第1条 本教団はイエス・キリストを首(かしら)と仰ぐ公同教会であって、本教団の定める信仰告白を奉じ、教憲および教規の定めるところにしたがって、主の体たる公同教会の権能を行使し、その存立の使命を達成することをもって本旨とする。

第2条 本教団の信仰告白は、旧新約聖書に基づき、基本信条および福

音的信仰告白に準拠して、1954年(昭和29年)10月26日第8回教団総会において制定されたものである。

第3条 削除

第4条 本教団は教憲および教規の定めるところにしたがって、会議制によりその政治を行う。

第5条 本教団は教団総会をもってその最高の政治機関とする。
本教団の教会的機能および教務は教団総会の決議ならびに教憲および教規の定めるところにしたがって、教団総会議長がこれを総括する。

第6条 本教団はその教会的機能および教務を遂行するために教区を置く。

教区は本教団所属教会の地域的共同体であって、教区総会をもってその最高の政治機関とする。

前々項の教会的機能および教務は教区総会の決議ならびに教憲および教規の定めるところにしたがって、教区総会議長がこれを総括する。

第7条 本教団の所属教会は、本教団の信仰告白を奉じる者の団体であって、教会総会をもってその最高の政治機関とする。

教会の教会的権能および教務は教会総会の決議ならびに教憲およ

び教規の定めるところにしたがって教会総会議長がこれを総括する。教会総会の議長は教会担任教師がこれにあたる。

第8条 教会は主の日毎に礼拝を守り、時を定めて聖礼典を執行する。礼拝は讃美・聖書朗読・説教・祈祷(とう)および献金等とする。聖礼典はバプテスマおよび聖餐(さん)であって、按手礼を領した教師がこれをつかさどる。

第9条 本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身した者とする。

教師はこれをわけて、正教師および補教師とする。

正教師は按手礼を領した者、補教師は伝道の准允(いん)を受けた者とする。

第10条 本教団の信徒は、バプテスマを受けて教会に加えられた者とする。

第10条の2 本教団の教会役員は、教会総会において選ばれた者とする。

第11条 本教憲を施行するに必要な規定は、教規によってこれを定める。

前項の教規は教団総会において、出席議員3分の2以上の同意をもってこれを定めるものとする。

補 則

第12条 本教憲は教団総会開会3箇月前に議案を公表し、教団総会において出席議員3分の2以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

1946年10月16日 第4回教団総会制定
1948年10月28日 第5回教団総会変更
1956年10月24日 第9回教団総会変更
1962年10月25日 第12回教団総会変更

日本基督教団教規(抜粋)

(役員および役員会)

第98条① 教会に役員若干名を置く。

② 役員は、教師を補佐し、教会の教務に奉仕するものとする。

第99条① 役員は、教会総会において現任陪餐会員たる信徒の中から選挙する。(以下省略)

② 役員の任期は、教会規則の定めるところによる。

第100条① 役員は、役員会を組織する。

② 主任者たる担任教師またはその代務者その他の教師は、職務上役

員会の組織に加わるものとする。役員会は、主任者たる教会担任教師またはその代務者が招集する。

第101条 役員会の議長は、主任者たる教会担任教師またはその代務者をもってあてる。ただし、主任者たる教会担任教師またはその代務者がともに事故あるときは、他の教会担任教師または役員中から選挙する。

第102条 役員会の処理すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 礼拝および聖礼典の執行に関する事項
- (2) 伝道および牧会に関する事項
- (3) 教会記録に関する事項
- (4) 金銭出納に関する事項
- (5) 信徒の入会、転入および転出に関する事項
- (6) 信徒の戒規に関する事項
- (7) 教会総会に提出すべき歳入歳出予算および決算その他の議案に関する事項
- (8) 牧師および伝道師に関する事項
- (9) キリスト教教育主事に関する事項
- (10) 教会財産の管理その他の財務に関する事項
- (11) 教会諸事業の管理に関する事項
- (12) その他教会における重要な事項

(教会担任教師)

第105条① 主任者たる教会担任教師は、次の事務をつかさどる。

- (1) 教団事務局および教区事務所との連絡に関する事項
- (2) 官庁その他各種団体との連絡に関する事項
- (3) 教会総会および役員会の招集に関する事項
- (4) 教会財産および財務に関する事項

② 教会担任教師が1名であるときは主任者となり、2名以上あるときは主任者1名を定め、教区総会議長の承認を得るものとする。

第106条① 教会担任教師は、教会が招聘するものとする。

② 前項の招聘は、教会総会の議決を経て、教区総会議長に申請し、その承認を受けなければならない。

(信 徒)

第140条 信徒が次の各号の一つに該当するときは、役員会の議決を経て、会員別帳に移すことができる。

- (1) 3年以上住所が不明であるとき
- (2) 理由なく3年以上教会に出席せず、かつ献金その他の義務を怠ったとき

9. 日本基督教団 平塚教会規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であって、「日本基督教団平塚教会」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という)は、事務所を神奈川県平塚市見附町6番3に置く。

(包括団体)

第3条 この法人の包括団体は、宗教法人「日本基督教団」とする。

(目的)

第4条 この法人は日本基督教団の教憲、教規および同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成すると共に、そのために必要なる業務、財務及び公益事業を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、事務所の掲示板に15日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第6条 この法人には、7人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格)

第7条 代表役員には「主任担任教師」を充て、その他の責任役員には役員を充てる。

(選任)

- 第8条① 主任担任教師は、日本基督教団の教規の定めるところに従って、日本基督教団の教師のうちから選定して申請したものにつき、教区総会議長の承認を経、教団総会議長の同意を得て定める。
- ② 役員は、現任陪餐会員である信徒のうちから教会総会の議を経て選任する。

(任期)

- 第9条① 代表役員以外の責任役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- ② 代表役員以外の補欠責任役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ③ 責任役員は辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでなおその職務を行うものとする。

(責任役員の職務権限)

第10条① 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

② 代表役員は責任役員を招集してその議長となる。

第11条 代表役員以外の責任役員は、代表役員を扶けるものとする。

第12条 この法人の事務は、責任役員の定数過半数で決し、その議決権は、各々平等とする。

(責任役員会の開期)

第13条① 責任役員会は定期会及び臨時会とする。

② 定期会は毎年2回4月及び10月に、臨時会は代表役員において必要と認めたとき、又はその他の責任役員3分の1以上から附議すべき事項を示して要求があったときに開く。

第2節 代 務 者

(置くべき場合)

第14条 次の各号の一つに該当するときは、代務者を置かなければならない。

(1) 代表役員又はその他の責任役員が死亡、辞任、任期満了その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

- (2) 代表役員又はその他の責任役員が病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

- 第15条① 代表役員の代務者は、前条第1号又は第2号に該当するときは、日本基督教団の教規の定めるところに従って、日本基督教団の教師のうちから選定して申請したものにつき、教区総会議長の承認を経、教団総会議長の同意を得て定める。
- ② 代表役員以外の責任役員の代務者は、現住陪餐会員である信徒のうちから責任役員会において選任する。

(職務権限)

- 第16条 代務者は、代表役員又はその他の責任役員に代って、その職務を行う。

(退職)

- 第17条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは当然その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及び仮責任役員

- 第18条① 代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては代表役員以外の責任役員は互選によって仮代表役員を選定しなければならない。

- ② 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の過半数に達しなくなったときは、現住陪餐会員である信徒のうちから教会総会において、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

第3章 教会総会

第19条① 教会総会は担任教師及び現住陪餐会員である信徒を以って組織する。

- ② 教会総会は定期総会及び臨時総会とする。
- ③ 定期総会は毎年1回4月中に開く。
- ④ 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開く。
- (1) 主任担任教師において臨時緊急の必要があると認めたとき
 - (2) 役員の数数の3分の2以上の要求があったとき

(議長及び書記)

第20条① 教会総会に議長及び書記各1人を置く。

- ② 議長には主任担任教師又はその代務者を充てる。但し、主任担任教師又はその代務者が共に事故あるときは役員のうちから選挙し、書記は役員のうちから選挙する。

(議長の職務)

第21条 議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、教会総会を代表

する。

(処理事項)

第22条 教会総会において処理しなければならない事項は次の通りである。

- (1) 教会財産の管理その他の財務に関する事項
- (2) 前年度の業務及び事務報告並に当該年度の事業計画
- (3) 歳入歳出予算及び決算に関する事項
- (4) 教会規則の変更に関する事項
- (5) 公益事業及びその他の事業に関する事項
- (6) 教会の合併,解散に関する事項
- (7) 清算人に関する事項
- (8) 主任担任教師,その代務者その他教師に関する事項
- (9) その他教会における重要な事項

第23条① 教会総会は、議員総数の5分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

② 会議の議事は別段の定めあるときの外、出席者の過半数を以って決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

第4章 財 務

(財産の区分)

第24条① この法人の資産は基本財産及び普通財産とする。

② 基本財産は次の財産について設定する。

- (1) 土地, 建物その他の不動産
 - (2) 公債, 社債その他の有価証券
 - (3) 長期保存の目的で積立てた財産
 - (4) 基本財産として指定された寄附金
 - (5) 教会総会の議を経て基本財産に編入した金品
- ③ 普通財産は基本財産以外の財産, 基本財産から生ずる果実, 信徒の献金及びその他の収入とする

(基本財産の設定及び変更)

第25条 基本財産の設定又は第27条の規定以外の変更をしようとするときは, 教会総会において出席者3分の2以上の同意を得なければならない。

(基本財産の管理)

第26条 基本財産たる現金は, 不動産若しくは確実な有価証券に替え, 確実な銀行に預け, その他適当に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第27条 次に掲げる行為をしようとするときは, 責任役員の数数の3分の2以上の同意と, 教会総会において議員数数の3分の1以上が出席し, 出席者3分の2以上の同意を得, その行為の少なくとも1月前に信徒その他の利害関係人に対し, その行為の要旨を示して, その旨を公告しなければならない。但し, 第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものであり, もしくは軽微のもので

あり、または第5号に掲げる行為が、一時の期間にかかわるものである場合は、この限りではない。

- (1) 不動産又は財産目録に掲げる基本財産を処分し、又は担保に供すること
- (2) 借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く)又は保証をすること
- (3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、除去又は著しい模様替えをすること
- (4) 境内地の著しい模様替えをすること
- (5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを教会の主たる目的以外の目的のために供すること

(財産目録の作成)

第28条 財産目録は毎会計年度終了後3月以内に前年度末現在によって作成しなければならない。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は普通財産をもって支弁する。

(予算の編成)

第30条 予算は毎会計年度開始までに編成しなければならない。

(予算の区分)

第31条 予算は経常及び臨時の2部にわけ、各々これを款項(目)に

区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費の設定)

第32条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更生)

第33条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(特別会計の設定)

第34条 特別の必要があるとき特別会計を設けることができる。

(決算の作成)

第35条 決算は毎会計年度終了後2月以内に作成し、教会総会の承認を得なければならない。

(歳計剰余金及び予算外収入の処置)

第36条 歳計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は教会総会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 事業

(公益事業)

第38条 この法人は興学立教の本旨に基づき、「平塚二葉幼稚園」を設置経営する。

② 前項の事業は代表役員が管理運営する。

第6章 補則

(規則の変更、合併及び解散)

第39条① この規則を変更しようとするときは、教会総会において出席者の3分の2以上の同意を得、教区総会議長の承認を経て、教団総会議長の同意を受けた後、知事の認証を受けなければならない。

② この法人が合併又は解散しようとするときもまた同様とする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散したときは、その残余財産は、教会総会において出席者の3分の2以上の同意を得、教区総会議長の承認を経て教団総会議長の同意を受け、日本基督教団、その包括する教会又は公益事業団にこれを寄付するものとする。

(包括団体の規則の効力)

第41条 日本基督教団の規則中、この法人に関係がある事項に関する規定は、この法人についてもその効力を有する。

付 則

- (1) この規則はこの法人の設定登記をした日から施行する。
- (2) この規則施行の際、現に存する旧宗教法人の主管者及び信徒総代は、それぞれこの規則による主任担任教師及び役員とみなす。但し、その任期については従前就任の日から起算する。

宗教法人「日本基督教団平塚教会」を設立し、同法人規則として上記規則を作成することを承認する。

昭和27年8月30日

日本基督教団 主管者

小 崎 道 雄 印

この規則は認証しました。

昭和28年10月1日

神 奈 川 県

昭和48年6月26日 一部変更

10. 宗教法人日本基督教団平塚教会規則・ 施行細則

第1条 宗教法人日本基督教団平塚教会の運営に関しては、日本基督

教団教規（以下教規という）、教規施行細則及び宗教法人日本基督教団平塚教会規則（以下規則という）の規定によるの外、本細則の定むるところによるものとする。

（担任教師）

第2条 本教会の主任たる担任教師は本教会を主管し教規第105条第1項の事務を行ない、本教会を代表する。

2 担任教師の必要あるときは、教規第106条2項の定める手続きにより之を招聘することが出来る。

（信 徒）

第3条 本教会の信徒は礼拝を守り、教会の諸集會に出席し、日本基督教団及び本教会の維持発展を扶くる義務を有する。

第4条 教規第140条のさだめるところにより、会員別帳に移したときは、次の教会總會に之を報告し、5年以上登録保存しなければならない。

第5条 本教会に長老をおくことが出来る。長老は信徒中信仰篤く、且つ教会に対して功勞のあつた者を教会總會の議を経て推薦する。

（役員及び役員會）

第6条 本教会に役員會をおく。役員會は教会規則第4条の適切な運営と充分な配慮を行なうことを目的とする。

第7条 役員会は担任教師、及び役員12名をもって構成する。

2 役員の任期は1年とし、連続4回以上にわたって重任されない。

第8条 役員会に書記及び会計をおく。書記及び会計は各1名とし役員中より選ぶものとする。書記は記録及び事務一般に関する事項を担当し、会計は経理出納に関する事項を担当する。役員会は毎月1回これをひらく。ただし、必要あるときはこの限りではない。

2 本役員会の運営に関しては教規“役員及び役員会”の諸規定に準拠するものとする。

第9条 役員会の議決すべき事項はつぎのとおりである。

1. 教会総会の権限に属することであってその委任を受けた事項
2. その他必要と認めた事項

(教会総会)

第10条 議長は教会総会の議事録を作成し、書記と共にこれに署名するものとする。

第11条 教会総会はその権限の一部を役員会に一任することが出来る。

第12条 教会総会は教会学校長、附属二葉幼稚園長及び教区総会議員、並びに教会会計監査委員を選挙するものとする。

第13条 議員は自己の一身上に関する事件につき、その議事に参与することは出来ない。ただし、総会の同意を得たときはこれに出席し発言することが出来る。

(公益事業)

第14条 本教会に附属平塚二葉幼稚園をおく。

第15条 附属二葉幼稚園に理事9名をおき、教会総会において選挙する。

第16条 附属平塚二葉幼稚園は教会規則第38条によるの外、幼稚園規則の定めるところに従い理事会がこれを運営する。

(補 則)

第17条 責任役員会はこれを執事会という。

第18条 本細則を変更しようとするときは、教会総会において出席者の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附 則

本細則は昭和24年4月17日からこれを施行する。

1. 昭和37年3月 4日 一部変更

1. 昭和38年4月14日 一部変更(幼稚園理事定数の項)

1. 昭和48年4月15日 一部変更(7条 執事を役員に変更)
1. 昭和52年4月17日 一部変更(7条 役員の数及び重任について変更)

11. 日本基督教団平塚教会選挙法内規

教会役員選挙については、日本基督教団教憲教規及び平塚教会規則ならびに、同施行細則のほか、次の規定により行うものとする。

1. 役員候補者は、現任陪餐会員として1年を経過し、前年度の礼拝出席日数が、年間主日数の $\frac{1}{2}$ 以上あることを要する。ただし年齢が70歳未満の者とする。
2. 投票は12名連記無記名とし、上位12名を選任する。
3. 夫婦当選のときは、上位当選者のみ、役員となることが出来る。
4. 同点のため当落を決めることが出来ない場合は、くじにより決定する。
5. 代表役員以外の責任役員には、上位6名をもってあてる。
6. 細則第7条2、の重任規定により、著しい不都合が生じる場合は、総会にはかり、経過措置をとることができる。
7. 本内規の改正は、教会総会の議を経て行う。

附則

本内規は、1978年4月16日からこれを施行する。

(1978年4月16日教会総会において可決)

(1986年4月20日教会総会において一部改正)

(1994年4月17日教会総会において一部改正)

12. 資料

1. 生活綱領

(1954年10月28日第8回教団総会で議決)

われわれは、神の恵みにより父と子と聖霊との名においてバプテスマをうけ主の体からだなる教会に入れられた者であるから、すべての不義と迷信とをしりぞけ、互いに主にある兄弟姉妹の交わりを厚うし、常に神の栄光のあらわれるように祈り、つぎのことを相共につとめる。

1. 教会の秩序を守り、その教えと訓練とに従い、聖日礼拝・祈祷会その他の集会を重んじ、聖餐にあずかり、伝道に励み、時と財たからと力とをささげて教会の維持発展につくすこと。
2. 日ひ日び聖書に親しみ、常に祈り、敬虔・純潔・節制・勤勞の生涯を全うすること。
3. 家庭の礼拝を重んじ、家族の和合を尊び、子女を信仰に導き、一家そろって神につかえること。
4. 互に人格を重んじ、隣人を愛し、社会の福祉のために勞し、キリストの正義と愛とがあまねく世に行われるようにすること。
5. 神の御旨に従って、国家の道義を高め、国際正義の実現をはかり、世界平和の達成を期すること。

願わくは神、われわれを憐れみ、この志を遂げさせたまわんことを。

アーメン。

II. 第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白

わたくしどもは、1966年10月、第14回教団総会において、教団創立25周年を記念いたしました。今やわたくしどもの真剣な課題は「明日の教団」であります。わたしどもは、これを主題として、教団が日本及び世界の将来に対して負っている光栄ある責任について考え、また祈りました。

まさにそのときにおいてこそ、わたしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下に、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるものであります。わが国の政府は、そのころ戦争遂行の必要から、諸宗教団体に統合と戦争への協力を、国策として要請いたしました。

明治初年の宣教開始以来、わが国のキリスト教の多くは、かねがね諸教派を解消して日本における一つの福音的教会を樹立したく願ってはおりましたが、当時の教会の指導者たちは、この政府の要請を契機に教会合同にふみきり、ここに教団が成立いたしました。

わたくしどもはこの教団の成立と存続において、わたくしどもの弱さとあやまちにもかかわらず働かれる、歴史の主なる神の摂理を覚え、深い感謝とともにおそれと責任を痛感するものであります。

「世の光」「地の塩」である教会は、あの戦争に同調すべきではありませんでした。まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の歩みに対し正しい判断をすべきでありました。

しかるにわたくしどもは、教団の名において、あの戦争を是認し、支持し、その勝利のために祈り努めることを、内外にむかって声明いたしました。

まことにわたくしどもの祖国が罪を犯したとき、わたくしどもの教会もまたその罪におちいました。わたくしどもは「見張り」の使命をないがしろにいたしました。心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞にここからのゆるしを請う次第であります。

敗戦から20年余を経過し、わたくしどもの愛する祖国は、今日多くの問題をはらむ世界の中であって、ふたたび憂慮すべき方向にむかっていることを恐れます。この時点においてわたくしどもは、教団がふたたびそのあやまちをくり返すことなく、日本と世界に負っている使命を正しく果たすことができるように、主の助けと導きを祈り求めつつ、明日にむかっての決意を表明するものであります。

1967年3月26日復活主日

日本基督教団

総会議長 鈴木正久

IV. アタナシウス信条

- 一 救われたいと願う者はみな、すべてのことに先立って、公同の信仰を保つことが必要である。
- 二 この信仰を完全に、汚すことなく守るのでなければ、疑いもなく、永遠に滅びる。
- 三 公同の信仰とは、唯一の神を三位において、三位を一体においてあがめ、
- 四 位格を混同せず、本質を分離しない信仰である。
- 五 父の位格、子の位格、聖霊の位格はそれぞれ異なる。
- 六 しかし、父と子と聖霊の神性は一、栄光は等しく、尊厳は永遠。
- 七 子と聖霊は父と同じである。
- 八 父は造られたものでなく、子も造られたものではなく、聖霊も造られたものではない。
- 九 父は測り知れず、子も測り知れず、聖霊も測り知れない。
- 十 父は永遠、子も永遠、聖霊も永遠。
- 十一 しかも永遠なるものは三ではなく一。
- 十二 造られないものが三あるのでないように、測り知れないものも三あるのではなく、造られないもの、測りしれないものはただ一。
- 十三 父は全能、子も全能、聖霊も全能。
- 十四 しかも全能のものは三ではなく一。
- 十五 このように、父は神、子も神、聖霊も神。
- 十六 しかも、神は三ではなく一。
- 十七 このように、父は主、子も主、聖霊も主。

十八 しかも主は三ではなく一。

十九 キリスト教の真理によって、それぞれの位格を、個別に神であり、主であると告白することが求められており、三神三主について語ることを公同の信仰によって禁じているからである。

二十 父はなにもものから成ったのでも、造られたのでも、生まれたのでもない。

……………略……………

四十 これが公同の信仰である。これを忠実に、また確実に信じる者でなければ、救われることはできない。

13. 結婚式について・マニュアル

1. はじめに

結婚式は個人的な儀式であるばかりでなく、教会的・社会的儀式のひとつです。時代の風潮に乗せられて軽々しく行うことではありません。特に教会での結婚式と、結婚式場に併設されているチャペルでの結婚式との違いを明確にしておく必要があります。牧師によってキリスト教の式文により結婚式が行われても、「神の家族」「神の民」としての教会が教会の業として行う結婚式は、その教会にとっても重大な意味と責任が伴うものです。またこの中に、日本の宗教や習慣・習わしが流入してくることを極力排除しなければなりません。キリスト教の結婚観・結婚式そのものに対する基本的考えを十分に理解していただきたいのです。そのために行われる「結婚準備講座」に出席し、牧師の指導を受けることが、平塚教会で結婚式を行う場合の最低の条件です。また未信者同士の結婚式は受けないことにしていますが、いずれか一方が未信者の場合は、主日礼拝に出席して、礼拝を経験しておくことをお勧めしています。

結婚式に関して役員会では次の申し合わせがあります。

平塚教会が結婚式を行う場合、次の手順を追います。

- (1) 牧師に結婚式を申し出て、依頼をします。その際、日時は牧師の都合を優先させます。披露宴等の関係で日時を指定して牧師に依頼するのは、順序が違います。まず牧師と日時の調整をして、それから披露宴の会場の手配をしてください。キリスト教では仏滅とか大安という日にちには全くこだわりません。

- (2) 役員会の承認を得ます。この段階で平塚教会が正式に結婚式を受けしたことになります。それ以前は、牧師が承諾しても内諾となります。
- (3) 礼拝・総務の婦人役員と当人たちとの相談会を持ちます。ここで詳細を決めます。当人たちの希望を伝えてください。
- (4) 牧師による「結婚準備講座」に出席します。約90分を2回以上。
- (5) 当日までにリハーサルを行います。出来れば両親も参加して、教会での結婚式の流れを理解していただきます。

結婚式マニュアル

① 役員の仕事

- ☆立て看板の用意 ☆教会内の案内の貼り紙(手洗い等)
- ☆バージンロードの白布を張る。 ☆椅子にリボンを付ける。
- ☆希望があれば椅子の両側に花飾りを付ける。
- ☆控え室の用意、二階(親戚)・幼稚園事務室(新婦)・幼稚園教室(新郎) ☆湯茶の用意 式開始2時間前より準備開始。

② 当事者の仕事

- ☆牧師と相談して、プログラム、オルガニスト、準備講座、リハーサルの日程などを決める。
- ☆受付係は当事者側より出して頂く。必要に応じて記録簿、筆記用具等を用意。
- ☆講壇上に花を飾る場合は、当事者で用意してもらう(一つ)。椅子

の花飾りも同様。

☆当日、係の方は1時間前、一般の方は30分前に集合し、10～15分前には着席する。講壇に向かって右側－新郎関係者、左側－新婦関係者。親族は前列より着席。両側より着席する。(中央は使用しない)

☆中央を歩く場合は、履物の裏を奇麗に拭いていただく。

☆後日、規定に従い教会への感謝献金・牧師・オルガニストへのお礼を支払う。

☆実費の費用(リボン、白布クリーニング代、お手伝いの人の茶菓代、等)をお支払いいただく。

☆立て看板を書いていた人へのお茶菓代程度のお礼をしていただく。

☆紙吹雪等を玄関先でまく場合は、まいた当人が清掃して帰るように。

14. 葬儀について・マニュアル

1. 「キリスト教の葬儀」に関して一定の決まりがあるのではなく、個々の教会・牧師・役員会に委ねられています。従って葬儀の方法や葬儀そのものの考え方は各教会でまちまちです。だから統一したものを作るべきだと言っているのではなく、そうだからこそキリスト教以外の要素をキリスト教葬儀の中に無意識的に取り入れていたり、混入させてしまっている状態がまま見受けられるので、警戒を要するということです。

具体的には神道（道教）・仏教・その他の宗教、更には地域的しきたり・慣習からの影響、町内会そして葬儀社の指導等々が挙げられます。そこでまず神道（道教）・仏教の葬式との違いを明確にしておく必要があります。しかし一口に神道（道教）・仏教の葬式と言いますが、そこには諸民族や文化、民間信仰をも包括した得体の知れない心情と方法が介在しているものです。

ここでは死霊を怨霊として遠ざける風習、死（体）を忌み嫌う風習が具体的な形で表現されています。例えばお清めの塩、通夜における飲食、遺影の黒いリボンテープ、花壇、焼香、火葬場に行く道と帰る道を変えること、玄関ではなく縁側から出棺すること、庭先でお棺を数回廻すこと、お棺の蓋を釘で打つ場合、金槌ではなく石（まさかり）で打つこと、遺骨を二人で挟んで拾う、等々です。

そのような中で神道は鎮魂させるために、仏教は成仏させるために葬式が行われているのです。すなわち、たましずめ、成仏、冥福を祈るための葬式であることなのです。葬式・供養は人生の節々を決定す

る通過儀礼であり、葬送や年忌は怠ってならないこととして重要視されています。

それに対してキリスト教での葬儀の目的は、神への礼拝です。カトリック教会では sacrament・聖礼典として執り行っていますが、プロテスタント教会では sacrament に準ずること（ sacrament たること）として、礼拝式と同様に執り行っています。

2. 葬儀の対象

葬儀は誰のために執り行われるものでしょうか。神道・仏教はあくまでも鎮魂・成仏を祈るためであり、死者のために行われるものでしょう。しかしキリスト教はその人に生命を与え、命を取り去られた神を崇め、賛美するために葬儀を行うものです。その第一目的に付随してご遺族を慰め、個人を記念するため、そして参列者のために葬儀を行うのです。従って葬儀の主人公は故人ではなく、神ご自身であらねばなりません。間違っても故人の遺徳を数え上げ、故人を崇拜し、祭り上げることであってはなりません。

3. 葬儀の実際

日本基督教団平塚教会では、1990年9月2日第7回役員会において「平塚教会葬儀マニュアル」（後述）を定め、これに従って行っています。反省や現実からの遊離により多少修正を余儀なくされましたが、参照して頂きたいものです。

また1998年度役員会において、「日本基督教団平塚教会葬儀規定」を定めました。これをも参考に、基本理念を逸脱することなく、「冠婚葬祭これすべて伝道の機会とすべし」との先人の言葉を大切にしたいものです。

葬儀マニュアル

1. はじめに

(1) [家族、または臨終・死去を知った人] は、まず牧師に連絡をすること。できれば臨終の場に牧師も立ち会うことが望ましい（臨終の祈りの重視）。

(2) 死去のあったことを、[牧師] → [総務役員] → [冠婚葬祭担当者] → [礼拝役員] 及び [各役員] の順に連絡する。

(3) [牧師]、[総務役員] 及び出向可能な [役員] が先方に出向き、対面し、祈祷する。

(4) [遺族] または [牧師] が [葬儀社] へ連絡する。

(5) [牧師]、[遺族]、[親族代表]、[総務役員]、[礼拝役員] [葬儀社]、[(葬儀委員長)] による打合せを行なう。納棺式、前夜式、告別式、火葬等の日程、予算規模、必要人員、連絡先等、細部にわたって話を詰める。[遺族、親族代表] と [牧師 (教会)] との連絡は必ず [総務役員] を通し、各人が統一理解を持つ。

(6) 上記の打合せにおいて、または教会における打合せにおいて、各係について決めること。[進行]、[オルガニスト]、[弔辞]（「追悼の言葉」「思い出」）、「会場整理」（入場案内）、[受付]、[受付の会計]（必ず親族より1名はいること）、[諸費用支払いのための会計係]、[献花]、[駐車]、[道案内] 等の係を葬儀の規模によって決め、連絡する。

(7) [総務役員] は、日程が決まったら、[各役員]、[教会連絡網の長] に連絡する。

- (8) 前夜式、告別式のプログラムを作成する。（〔牧師〕）
- (9) 病院から自宅へ帰る場合、病院の紹介する葬儀社によって搬送すること。これは、その後に依頼する葬儀社とは無関係であってよい（〔遺族〕）
- (10) 自宅で死去した場合、〔遺族〕は死後の処置をすること。
- (11) 〔遺族〕は死亡診断書、死亡届、写真、故人略歴、愛唱讃美歌、愛詠聖句を準備する。

2. 納棺式

- (1) ごく内輪で行なうこと。
- (2) 〔牧師〕の他、出向可能な〔役員〕が立ち会う。
- (3) 献花は必要としない。
- (4) 棺の中には多くのものを入れない。

3. 前夜式・告別式

- (1) 自宅において前夜式、告別式を行なうとき「忌中」の掲示はしない。
- (2) 前夜式後に、必ずしも夜通し死者のお守りは必要としない。
- (3) 前夜式後、お手伝いの人の食事は必ずしも必要としない。

4. 教会における準備

- (1) 生花の注文をする。
- (2) 会堂の飾りつけは〔葬儀社〕が行なうが、〔担当教会員〕もよく立ち会って指示すること。

(3)教会での飾りつけは生花によるが、あまり華美にならないように心がけたい(生花籠は講壇には4対でいっぱいである)。

(4)生花の贈り主の名札をはずし、ロビーの後方に並べる。そのようにした旨、あとで[司会者]から案内すること。

(5)黒幕はロビーのみに張る。

(6)教会内に貼り紙の用意をする。「遺族席」(3枚)、「お手洗い」(3枚)、「禁煙」(2枚)、「控室」(1枚)

(7)テントを設置する。

(8)受付の机には「受付」の用紙(必要があれば「教会関係」、「会社関係」、「一般」といった区分)を貼り、園庭、または外玄関に出す。ペンや記帳帳簿を用意する。

(9)駅から教会までの道順がわかるような何らかの手配をする。

(10)大きな葬儀の場合、葬儀のあることを平塚市交通安全協会に連絡する。

(11)火葬場への車の手配をする。

(12)看板を用意する。

(この中には[葬儀社]が準備してくれるものもある)

5. 教会における前夜式・告別式

(1)会衆は会堂の中央を進んで献花を行ない、献花の済み次第、両脇を通して退場することを原則とする。ただし、葬儀の規模などにより、会堂の両脇から中央講壇に向かって進んで献花を行ない、献花の済み次第、中央を通して退場する方法を取ることできる。

(2)献花の際、不足しそうな場合を考えて、花鉢を用意し、飾った

花から切り取る。ただし、前夜式において、この方法は行なわない。

6. 告別式後

(1)火葬場への車の手配、火葬場においての献花、食べ物、飲み物等の世話は、本来〔遺族〕が行なうが、依頼されれば、〔担当教会員〕が行なう。

(2)火葬場に持参する花束を作ってもらよう葬儀社に手配する。

(3)教会のあと片付けは、残った教会員にお願いする。その際、生花は、できるだけ葬儀社に引き取ってもらうが、遺族が必要な分だけあらかじめ葬儀社に頼んで、別にし、自宅に届けてもらう。

(4)お手伝いした人達への軽食、または茶菓の準備は、あと片付けの中の一人に責任者になってもらい、手配する。

(5)火葬場から自宅に帰るまでに、自宅を整えておく人が必要である。

(6)骨壺は銅線ですっかり縛る。骨壺、及び骨箱に、死亡年月日、氏名を記す。(湘南キリスト教墓苑に納骨する場合は、7号(7寸)の骨箱を用いる)。

日本基督教団信仰職制委員会編『新しい式文』(日本基督教団出版局)では、納棺式=納棺の祈り/前夜式=前夜の祈り(通夜の祈り、棺前祈祷会)/告別式=葬送式(故××記念礼拝)、などとなっているが、ここでは、従来どおりの名称を用いる。

[1990・9・2. 1990年度第7回役員会において承認]

[1999・6・6. 1999年度第5回役員会において一部改定]

15. 平塚教会結婚式・葬儀規定

(1) 日本基督教団平塚教会 結婚式規定

1998年12月6日制定

第一条 この規定は日本基督教団平塚教会(以下当教会)で執行する結婚式に適用する。

第二条 ①当教会は教会員・客員・求道者・その他の結婚式を役員会の承認を得て行うものとする。

②求道者とは少なくとも当教会の礼拝に3ヶ月以上出席している者とする。

③当教会では原則的に上記以外の者の結婚式は執り行わない。その他の場合は役員会にて慎重に審議して決める。

第三条 結婚式を希望する者は牧師と相談の上、日取りを決定し、2回以上の結婚準備会を経て、役員会にて承認された場合に限り行うものとする。

第四条 結婚式希望者は総務及び礼拝役員と細部にわたって相談し、協力を依頼する。(直接には冠婚葬祭の係の者)

第五条 当教会で結婚式を挙式する者は司式者・オルガニスト・当教会へ以下の金額を基準として謝礼金・献金として支払い、お献げするものとする。

司式者 20,000円程度

オルガニスト10,000円程度

教会 30,000円程度

第六条 当教会で結婚式を挙式する者は結婚式に要した実費は各自で

負担するものとする。白布使用料・洗濯代、リボン代、看板代、飾り花、プログラム印刷代、お手伝い茶菓等代・食事代。
(各自で用意する場合はこの限りではない。)

第七条 教会員の結婚式に対しては当教会慶弔規定に従い白表紙の聖書(NI 45Q)を進呈する。

(2)日本基督教団平塚教会葬儀に関する規定

1998年12月6日制定

第一条 この規定は日本基督教団平塚教会(以下当教会)で執行する葬儀に適用する。

第二条 当教会では故人が(1)当教会の現住陪餐会員、(2)将来信仰告白すべく求道生活を継続していた者、(3)当教会の現住陪餐会員の家族であって、遺族の信仰に基づき、役員会の承認を得た者、(4)遺族の申し出があった別帳会員、(5)他教会員であって、その所属する教会の牧師より依頼があった場合、その前夜式・葬儀式を行う。(6)その他の場合は役員会で慎重に協議して決める。

第三条 第二条により執行される前夜式・葬儀式は当教会主任担任牧師が司式する。無牧の期間は代務者が司式する。

第四条 葬儀希望遺族は牧師・冠婚葬祭担当役員・冠婚葬祭担当者・葬儀社と細部にわたって協議・相談し、協力を依頼する。なお遺族が選定した葬儀社には当教会の指示に従っていただ

く。

第五条 ①当教会で葬儀を挙式する遺族は司式者・オルガニスト・当教会へ以下の金額を基準とする謝礼金・献金をお献げするものとする。

司式者 50,000円程度

オルガニスト 20,000円程度

教会 50,000円程度

②参列者がおよそ300名を越える葬儀の場合は別料金とする。

③教会葬の場合は教会が第五条に準じて支払うものとする。

第六条 当教会で葬儀を挙式する遺家族は葬儀に要した実費を負担するものとする。プログラム印刷代、お手伝い茶菓代等・食事代。

第七条 教会員の葬儀に対しては当教会は慶弔規定に従い1万5千円の生花を献げる。

16. 湘南キリスト教墓苑管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は湘南キリスト教墓苑に関し、必要な事項を定めるものとする。

(墓苑の管理義務)

第2条 本墓苑の全体的管理は湘南基督教墓苑組合(以下組合という)規約14条の定めるところにより組合が行う。

(納骨堂の管理義務)

第3条 納骨室は組合規約第14条の定めるところにより、個々の組合員が管理の義務を負う。このため個々の組合員は管理規則を設けるものとする。ただしこの場合、墓苑組合規約及び墓苑管理規則に抵触してはならない。

(納骨室の使用)

- 第4条
- (1) 納骨室は焼骨を収蔵することを目的とし、その他の用に供することはできない。ただし遺品、遺髪等で個々の組合員の認めたものを収蔵することはこの限りでない。
 - (2) 納骨堂を使用しようとする者は教会主任担任教師(墓所管理主務者)の承認を経た所定の申請書を組合長に提出し、使用許可証の交付を受けねばならない。
 - (3) 本墓苑の納骨室に収蔵してある焼骨を他の場所に移そうとするときは、所定の申請書に当組合発行の使用許可証及び印鑑証明書を添えて組合長に提出しなければならない。

(現状変更の禁止)

第5条 墓苑は組合総会の議決がなければ現状を変更することはできない。個々の組合員が墓碑の周辺に形像類を建設しようとする場合もまた同じ。

(墓苑内の整備)

第6条 個々の組合員は墓苑を聖徒の墳墓として常に環境を整備するように努めなければならない。

(墓苑の使用)

第7条 個々の組合員が埋葬式、記念式等のため、多数者の集会を墓苑内で催そうとする場合は、事前に組合代表に届け出でなければならない。

(行事の禁止)

第8条 墓苑内においてはキリスト教によるもの以外の如何なる行事も行ってはならない。

(行為の禁止)

第9条 墓苑内においては次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓苑の施設を損傷し、また汚損すること
- (2) 樹木を伐採し、又は動植物を採取すること
- (3) ごみその他の汚物を捨てること
- (4) 墓苑周辺の場所にみだりに立ち入ること
- (5) 危険物を持ち込むこと
- (6) 指定された場所以外に駐車すること

(墓苑管理費)

第10条 個々の組合員は墓苑の清掃その他管理に要する経費とし

て、毎年度当初に一定の額を組合に納付しなければならない。
い。

(その他)

第11条 墓苑内においては組合実行委員会の指示に従わなければならない。

付 則

この規則は昭和49年6月2日より施行する。

平塚教会墓所管理規定

総 則

第1条(名称) 日本基督教団平塚教会墓所という。

第2条(位置) 神奈川県平塚市土屋字琵琶湖南基督教墓苑内

第3条(目的) 日本基督教団平塚教会の信徒とその家族の納骨管理を
目的にする。

管 理 維 持

第4条 管理維持は、次の如く定める。

1. 墓地の管理維持については、平塚教会役員会の指名した墓所管理委員会がこれに当たる。
2. 墓所の管理主務者は、平塚教会主任担任教師とする。

墓 所 使 用

第5条 墓所の使用については、次の如く定める。

1. 納骨を希望する際は、墓所管理委員会の承認をうけ、納骨費とし

て1基につき3万円を納入する。但し、これは3年ごとに見直しをする。

2. 墓所建設時に篤志献金をした者は、納骨費の納入を要しない。
3. 墓所に納骨後は、特別の事情によるもののほかは、搬出をゆるさない。

宗 教 行 事

第6条 宗教行事に関しては、次の定めによる。

1. 平塚教会は、毎年1回以上、永眠者記念行事を行う。
2. 墓所で記念会などを行う場合は、事前に管理主務者に連絡し、承認を得ることとする。

墓 苑 会 計

第7条 墓苑会計を設ける。

付 則

1. この墓所に関する規定は、昭和48年9月16日より施行する。
1994年9月4日一部修正。必要に応じて教会役員会及び墓所管理委員会の議を経て修正することができる。

日本基督教団 平 塚 教 会

17. 比企きよ記念奨学金運営規約

第一条 比企きよ刀自の召天を記念して故人の遺族より平塚教会及び附属平塚二葉幼稚園に対して献金された合計四拾万円を基金として比企きよ記念奨学金（以下奨学金）制度を設立する。

第二条 この制度はながらくキリスト教幼児教育に奉仕された故人の遺志を記念し、今後キリスト教幼児教育に奉仕しようとする人々を奨励することを目的とする。

第三条 この奨学金は当教会現住陪餐会員又はこれに準ずる者にして将来キリスト教幼児教育に奉仕する志をもち、幼稚園教諭を養成する学校に在籍し、勉学中の者に学資の一部を援助するものとする。

第四条 奨学金は第一条にさだめる基金より生ずる果実より支給するものとする。

第五条 本制度運用に関する委員会は運営委員会（以下委員会）という。その定数は下記の通りとする。

一、教会主任担任教師

二、役員会より選出されたもの 2名

三、幼稚園理事会より選出されたもの 2名

2. 委員会の委員長には、教会主任担任教師があたる。

3. 委員の任期は一年とし重任をさまたげない。

第六条 奨学金は該当学生に対して贈与されるものであり、返還の

義務は負わせないものとする。

2. 支給される奨学金の額は別にさだめる。

第七條 奨学金を受けようとするものは、委員会に申請書を提出しなければならない。

申請を受けた委員会は、協議を経て採否を決定する。

第八條 奨学金の支給を決定された者は、委員会に在学証明書及び卒業後の方針について記した文書を提出しなければならない。

第九條 奨学金の支給は在学期間中とする。但し休学期間中は支給を中止するものとする。

第十條 奨学生が所定の学校を卒業したときは、卒業証明書及び卒業後の方針を記した文書を提出しなければならない。

第十一條 委員会は本奨学金運営状態について、毎年度の教会定期総会に教会々計監査委員による監査報告を附して報告しなければならない。

第十二條 本奨学金の増額の必要あるときは、役員会、幼稚園理事会との合同協議会による決議を経なければならない。

第十三條 経済の変動その他の理由により本制度を解消しなければならない相当の理由のある時は、役員会、幼稚園理事会との合同協議会による決議を経なければならない。

第十四條 本規約を変更するときは、役員会、幼稚園理事会との合同協議会において出席者の五分の三以上の賛成を得なければならない。

第十五條 第十二條、第十三條、第十四條の決定については、教会総

会の承認を得なければならない。

第十六条 本規約は1965年 4月 1日より実施する。

比企きよ記念教育奨学金受給申請書

私は下記により奨学金を受けたいと思いますので申請します。

年 月 日

| | |
|-------------|-----|
| 氏 名 | Ⓔ |
| 生年月日 | |
| 住 所 | 〒 Ⓝ |
| 学 校 | |
| 信 仰 | |
| 卒業後の 方 針 | |

比企きよ記念教育奨学金委員会御中

18. 平塚教会 慶弔規定

1984年2月5日実施

1987年12月6日改定

1999年5月7日改定

| 事 項 | 適用範囲 | 金 額 等 |
|---------------------|-----------------|---|
| 1. 結 婚 | 会 員 | 白表紙金縁聖書 (NI45Q) |
| 2. 誕 生 | 会員の子供 | アルバムなど (3,000円) |
| 3. 受 洗 | 受 洗 者 | 新共同訳聖書 (NI53DC) |
| 4. 信仰50年 (受洗より) | 会 員 | 教会創立記念日現在で実施 新共同訳聖書 (NI53) |
| 5. 病 気 | 会 員 | 花・果物等 (2,000円程度) 牧師・総務で相談の上行う。 |
| 6. 入 院 | 会 員 | 5,000~10,000円とし牧師・総 務と相談の上行う。 |
| 7. 葬 儀 | 会 員 家族 (-親等) | 生花一籠 (15,000円程度) 教会で行った場合 10,000円 その他の場合 5,000円 |
| 8. 他教会との交際 献堂式など | 西地区は出席のこと | 祝電又は2,000円~10,000円 役員会で検討する |
| 9. その他 災害等 | 会 員 | 牧師・総務で決める。 |

19. 平塚教会年表

日本基督教団平塚教会は、当初、日本美普教会平塚教会と称した。美普教会のルーツは、1828年(文政11年)、米国メソジスト教会より分離独立したものであり、メソジスト・プロテスタントと呼ばれた。分離の理由は、教会政治についての意見の相違であり、教会政治には、教職も信徒も同等という考えであった(大内三郎著『日本キリスト教史』より)。

この教派が1880年(明13)、横浜に婦人宣教師を派遣、以来横浜～名古屋間に伝道を開始し、平塚にも種がまかれた。この教派の特徴は、伝道と宗教教育とに力を注いだことであった。平塚には1906年(明39)、伝道が開始された。

1909年(明42) 相模国平塚本宿2292番地に日本美普教会平塚講義所設置される。今田 強牧師着任。

1912年(大元) 今田 強牧師辞任。境野周次郎伝道師着任。講義所を本宿から新宿1072番地に移転。

1913年(大2) 境野伝道師辞任。水野重吉牧師着任。

1914年(大3) 西森いは婦人伝道師着任。

1916年(大5)3月 第25回日本美普教会年会において、平塚講義所が平塚美普教会として正式に承認された(会員数35名)。

1920年(大9)6月20日 「平塚美普教会設立願」を神奈川県知事に申請。

同 10月2日 神奈川県知事より、教会設立認可証を受ける。

1923年(大12)9月1日 関東大震災により、教会堂半壊、牧師

館倒壊。

同 10月11日 会堂修理完了。

1924年(大13) 松原悟作氏宅を借用し、平塚教会附属二葉幼稚園を開設(現在地のすぐ近く)。園長・比企清。

1926年(大15)9月8日 水野重吉牧師、病気のため休職。無牧時代になる。

1927年(昭2)5月7日 二葉幼稚園舎、現在地に落成。

1929年(昭4)3月31日 伝道師として大橋昌丸氏を招聘、着任。

同 4月1日 西森伝道師、江尻教会へ赴任。

1933年(昭8)4月16日 新会堂の建築が成り、献堂式を挙行(新宿495番地-現在地)。

1940年(昭15)4月 宗教団体会法実施される。

同 9月17日 日本美普教団臨時年会において、日本メソジスト教会との合同を賛成し、決定する。

1941年(昭16)6月24日 日本基督教団が創立総会を開く。

1942年(昭17)2月22日 教会の名称を「日本基督教団平塚教会」と変更した。

1947年(昭22)3月30日 大橋昌丸牧師辞任。

同 4月23日 棟方 功牧師を主任担任教師として招聘、着任。

1948年(昭23)4月11日 教会総会において長老制度が設けられ、比企 清、早川三千代が推挙された。

1951年(昭26) 宗教法人法公布施行。

1953年(昭29)10月1日 宗教法人「日本基督教団平塚教会」

規則が神奈川県知事により認証された。

1954年(昭29)10月26日 日本基督教団第8回総会において、「信仰告白」及び「生活綱領」が制定された。

1957年(昭32)4月7日 伝道師として岡崎 晃氏を招聘，着任。

1958年(昭33)3月23日 教会総会において，杉山松枝が長老に推挙された。

1959年(昭34)7月19日 教会臨時総会において，比企清・幼稚園園長の退任，及び棟方 功牧師の園長就任を決定。比企 清 前園長は，名誉園長に推された。

1962年(昭37)3月4日 岡崎 晃副牧師辞任。大船教会に招聘された。

同 4月22日 伝道師として加藤 実氏を招聘，着任。

1965年(昭40) 比企 清(1962年9月13日永眠)の遺族からの記念献金を基金として，「比企清記念奨学金」が設立された。

1966年(昭41)3月20日 加藤 実伝道師辞任。二宮教会に招聘される。

同 4月1日 伝道師として浅木仰二氏を招聘，着任。

同 6月19日 平塚教会創立50周年記念式典を挙行。

『日本基督教団平塚教会五十年史』発刊

1971年(昭46)3月28日 棟方 功牧師，引退。同日の臨時総会において後任案(浅木伝道師を主任担任教師として招聘の件)を否決。このため，案に賛成であった信徒はこの教会総会を批判して離脱した(現住陪餐会員25名，未陪餐会員6名)

同 5月30日 尾崎憲治牧師が代務者として就任。

同 10月1日 岡本不二夫牧師を主任担任教師として招聘，着任。

1972年(昭47)6月18日 信愛社団(旧美普教会関係)より，当教会の土地を無償で贈与を受けた。この決定のために，教会臨時総会を開催した。

1973年(昭48)1月31日 岡本不二夫牧師，二葉幼稚園園長として就任。

同 9月 神奈川県平塚市土屋字琵琶2725に「湘南キリスト教墓苑」が設立された。参加教会11教会。当教会も参画した。

1971年(昭51)9月 礼拝用交読文として当教会独自のものを作成し，使用することとした。

1977年(昭52) 尾崎憲治牧師を担任教師として招聘した。

同 12月 教会堂の屋根の葺き替え，及び塔の修理を行なった。費用300万円。

1979年(昭54)2月24日 岡本不二夫牧師，神奈川教区総会議長に選出される。

同 7月8日 『教会員ハンドブック』を完成

現住陪餐会員135名，礼拝出席78名

平塚二葉幼稚園 教諭6名，事務1名，園児数147名

1980年(昭55年)1月27日 『教会員ハンドブック』を学ぶ会。

同 6月24日 岡本不二夫牧師 健康を害し教区総会議長を辞任。

同 9月14日 会堂修理竣工式及び感謝会。

同 12月14日 教会臨時総会「幼稚園舎新築工事に関する件」

を承認。

1981年(昭56)9月20日 幼稚園舎落成式。

1982年(昭57)5月17日 棟方 功牧師 永眠 享年83歳。
5月19日 教会葬。

同 6月27日 教会臨時総会「二葉幼稚園舎一部増築工事承認
に関する件」7月17日 着工。

1985年(昭60)1月20日 西森いは伝道師(1914~1928年当教
会伝道師)永眠 享年96歳 2月24日 追悼記念会。

同 4月21日 教会定期総会 「岡本不二夫牧師,1987年3月で
主任担任教師を辞任」「牧師館建設」等を承認。

1986年(昭61)6月20日 教会創立70周年「教会史年表
1966-1986」発刊。

同 6月22日 教会創立70周年記念礼拝・愛餐会(141名)。

同 11月29日 岡本牧師 浦和東教会から招聘を受ける。

1987年(昭62)2月1日 2月度定例役員会において聖歌隊を
作ることを承認。

同 3月15日 1986年度教会臨時総会において岡本不二夫
主任担任教師辞任承認(現住陪餐会員108名出席)。

岡本牧師謝恩愛餐会 158名出席。

同 4月19日 1987年度教会定期総会において西田直樹教
師を主任担任教師として招聘する件、尾崎憲治担任教師辞任に関する
件を承認(現住陪餐会員88名出席)。

同 8月1日 西田直樹牧師 着任。

同 8月23日 教会臨時総会において、'87年度牧師館解体の件
・教会債を'88年3月に300万円を限度に発行する件を満場一致で
承認(現住陪餐会員65名出席)。

- 同 9月1日 西田直樹牧師が園長に就任。
- 同 9月13日 西田直樹牧師の任職式、司式 山鹿昭明教区総
会議長。参加者113名
- 1988年(昭63)2月28日 牧師館奉獻式
- 1990年(平2)4月27日 『平塚教会案内』完成 20,000部作成
- 同 5月6日 西田直樹牧師、神奈川教区総会副議長に選出。
- 同 11月30日 西田直樹牧師、神奈川教区総会議長に選任。
- 1992年(平4年)2月 故棟方功牧師夫人・みつ姉永眠。享年
86歳。
- 1993年(平5)3月9日 尾崎憲治牧師永眠。
- 同 10月17日 臨時総会「会堂建築献金第一期(1994年1
月～1996年12月)を開始する件」等を承認。
- 1995年(平7)4月16日 1995年度教会定期総会において
「会堂建築基本方針」を承認した。
- 1996年(平8)4月21日 教会定期総会において平塚教会が会
堂を現在地に建てることを決議した。
- 同 5月26日 車送迎のための保険に加入した。
- 同 10月20日 教会臨時総会において第二期会堂建築献
金に関わる建築特別委員会設置を承認し、同委員を選出した。第二期
を1997年1月～2000年3月までとし、目標額3000万円。
- 同年 現住陪餐会員180名、礼拝出席94名、
二葉幼稚園 教諭4名、事務1名、園児52名。
- 1999年(平11)3月 現在
主任担任教師 西田直樹牧師

あとがき

『改訂教会員ハンドブック』をようやくまとめることができましたが、その編集と発行の経緯については、「はじめに」に西田牧師が書いておられるとおりです。

本書は平塚教会員として知っておきたい事項をまとめたものです。座右において、参考にしていただきたいと思います。

「礼拝式について」、「聖礼典について」を中心とするいくつかの解説は、私達の信仰生活・教会生活の足元を確かなものにしてくれることと思います。

本書にはメソジスト・プロテスタント教会（美普教会）の発足とその発展にページを割いています。私達の教会のルーツを知り、歴史をひもとく手がかりとして、「平塚教会年表」とあわせてお読みいただければ幸いです。

その他の資料、規則、マニュアルの類は、必要なつどひもといて、お役立てください。

この『改訂教会員ハンドブック』が、私達の教会の歩んできた道を振り返る資料として、今日の私達の信仰生活・教会生活を確かなものにする礎（いしずえ）として、また未来に向かって歩む道を照らす明かりとして役立つことを願っています。

最後になりましたが、西田直樹牧師に感謝いたします。先生は、編集の途中で病を得られましたが、多くの部分を執筆されて、本書の内容を豊かなものにしていただきました。

また、私達編集委員をご指導くださり、本書の完成を見るに至りました。心からお礼申し上げたいと思います。

どうか本書が用いられて、主のみ栄を現すお役に立つことができますように。

1999年6月20日

平塚教会創立83周年を記念する良き日に
『改訂教会員ハンドブック』編集委員会

『改訂教会員ハンドブック』編集委員

石原 栄

金子 昭

斎藤宗三 (1997年3月退任)

松井良彰

森 光世

改訂教会員ハンドブック

1999年 6月20日 印刷

1999年 6月20日 発行

発行者 西田直樹

印刷所 中央タイプ印刷

日本基督教団平塚教会

254-0045 神奈川県平塚市見附町6-18

(電話) 0463(32)8831
